

平成 31 年度（平成 30 年度実績）
自 己 点 検 評 価 書

令和 2 (2020) 年 1 月
九州国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学生	9
基準 3 教育課程	25
基準 4 教員・職員	34
基準 5 経営・管理と財務	41
基準 6 内部質保証	49
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	54
基準 A 地域社会貢献	54
基準 B 国際交流	57
V. エビデンス集一覧	60
エビデンス集（データ編）一覧	60
エビデンス集（資料編）一覧	61

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

九州国際大学は、昭和 5(1930)年に北九州の勤労青年のために開設された夜学の「九州法学校」を前身としており、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神としている。昭和 5(1930)年の学園の創立以来、多くの卒業生を地域社会に送り出してきた。現在、本学園は、九州国際大学大学院、九州国際大学、附属高等学校及び附属中学校を設置し、地域社会貢献、国際交流、生涯学習事業等を図り、地域社会から評価される「開かれた学園づくり」に邁進している。

2. 教育の基本理念、使命・目的

本学は、「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際社会科学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」（九州国際大学学則第 1 条第 1 項）と定め、本学教育の基本理念、使命・目的としている。

また、本学の教育理念と目的は次の 3 つのように、より具体的に表現され、毎年発行・配布する『大学生活について』やホームページにも公表し、学生、教職員に周知されている。

- (1) 本学は、建学の精神に掲げられた「塾的精神」に基づいた教育を実践する。塾的精神の要は、人格を介した信頼関係にあり、教員、学生、職員相互の信頼関係の土台の上に、一人ひとりを大きく育てる教育を行う。
- (2) 本学は、地域社会及び国際社会で信頼される品性高き人材の育成を目標とする。北九州に根ざし、多様な価値観が存在する国際社会に対する理解力を高め、地球の未来を見据えつつ、学ぶ姿勢を生涯貫く人材を育成する。
- (3) 本学は、基礎的能力を備え、理論・実践両面に明るい人材を育成する。社会を透視できる理論の学習と共に、演習・実習を積極的に行い、人間社会と自然環境に共感し、能動的な働きかけができる人材の育成に力を注ぐ。

本学教育の基本理念、使命・目的は、各学部及び大学院研究科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針と教育方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）のいわゆる「三つの方針」において、より具体的に表現されており、ホームページや各種の印刷物で公表されている。

3. 大学の個性・特色等

本学の教育の特色は次のとおりである。

第一に、地域社会に開かれた実務教育を重視してきたことである。昭和 5(1930)年の「九州法学校」の建学以来、北九州の地域に立脚し、北九州の地域的特性に鑑み、この地域社会の発展に貢献する人材を輩出するための教育を重視してきた。

第二に、国際的視野も備えた人材教育を重視してきたことである。近年の様々な社会分野におけるグローバル化の進展に対応して平成元(1989)年の大学名改称時から国際的視野も備えた人材教育を基本理念、使命・目的に加えた。これまでは北九州市の歴史的・地理

的條件からアジア地域に重点をおき、中国、韓国、インドネシア、インド等の有名大学との友好協定を締結し、海外語学実習、海外社会実習、交換留学、国際交流等を継続的に活発に行ってきた。平成 29(2017)年の現代ビジネス学部発足後、特に国際共通語としての英語教育を強化するため、カナダ及びフィリピンの大学との学術交流協定を締結するなど英語圏の大学との連携を強化している。このことは建学以来の勤労者教育と「塾的精神」による有益な人材の育成をグローバル化の進展に対応させて発展的に継承することを目指すものである。

第三に、地域社会に対して「開かれた大学」を目指してきたことである。それは市民に対して図書館や PC (パソコン) 利用を認めてきただけではない。本学の教育研究成果を、市民向けの様々な公開講座の開催、北九州市年長者大学校 (穴生学舎) との協力による生涯学習事業としての毎年のシニアカレッジの共同開催、地方自治体等の政策形成への寄与、地域企業との連携等の多様な形態で地域社会へ提供してきたほか、教職員や学生が地域の各種の地域活動 (地域の防犯パトロール、八幡東区の起業祭、北九州市無形民俗文化財指定の前田祇園祭り等) への参加を通じて展開する地域社会への貢献活動を継続的に行ってきた。また平成 25(2013)年 4 月には、地域貢献の重要な拠点となる「九州国際大学地域連携センター」を設置し、本学が立地する地域に関する研究を推進しその成果を地域へ還元し、このことを通じて地域の発展に貢献することを目指している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月	内 容
昭和 5 年 4 月	九州法学校開設を源流とする
昭和 15 年 3 月	九州専門学校設立認可
昭和 22 年 3 月	戸畑専門学校設立認可
昭和 24 年 4 月	八幡専門学校に改称
昭和 25 年 2 月	八幡大学設立認可
昭和 25 年 4 月	八幡大学開設、法学部第一部・第二部設置
昭和 26 年 4 月	法学部を法経学部に改称し、法律学科、経営経済学科の二学科を設置
昭和 28 年 4 月	八幡大学短期大学（商科）を開設
昭和 33 年 4 月	付属高等学校（男子部）を開設
昭和 38 年 4 月	付属高等学校（女子部）を開設
昭和 45 年 6 月	社会文化研究所を設置
昭和 48 年 3 月	八幡大学短期大学（商科）を廃止
平成元年 4 月	八幡大学から九州国際大学に校名変更 平野キャンパスに国際商学部を設置
平成 6 年 4 月	法経学部を法学部と経済学部に改組
平成 8 年 4 月	大学院法学研究科（修士課程）設置
平成 9 年 4 月	法学部において「昼夜開講制」を実施
平成 11 年 4 月	枝光キャンパスと平野キャンパスを統合、「新キャンパス」が誕生 経済学部において「昼夜開講制」を実施 別科日本語研修課程を設置
平成 12 年 4 月	平野キャンパス完成（創立 50 周年） 国際商学部国際商学科を国際ビジネス学科とアジア共生学科に改組 国際商学部において「昼夜開講制」を実施 九州国際大学付属中学・高等学校開設
平成 13 年 4 月	大学院企業政策研究科（修士課程）設置 法学部に総合実践法学科増設
平成 17 年 4 月	国際商学部を国際関係学部に改組
平成 22 年 4 月	九州国際大学創起 80 周年 付属高等学校男子部・女子部を統合
平成 23 年 4 月	大学学部昼夜開講制を廃止
平成 24 年 10 月	別科日本語研修課程を廃止
平成 25 年 4 月	地域連携センターを設置
平成 25 年 7 月	九州国際大学多目的グラウンド完成
平成 26 年 4 月	基礎教育センター設置
平成 29 年 4 月	現代ビジネス学部設置、経済学部及び国際関係学部募集停止

2. 本学の現況

・ 大学名

九州国際大学

・ 所在地

平野キャンパス 北九州市八幡東区平野1丁目6番1号

サテライトキャンパス 北九州市八幡西区黒崎3丁目15番3号 コムシティ2階

・ 学部構成

学部名	学科名	入学定員 (人)
法学部	法律学科	150
現代ビジネス学部	地域経済学科	250
	国際社会学科	100
経済学部	経済学科	—
	経営学科	—
国際関係学部	国際関係学科	—

※経済学部及び国際関係学部は、平成29年度より学生募集停止。

・ 大学院（修士課程）構成

研究科名	専攻名	入学定員 (人)
法学研究科	法律学専攻	10
企業政策研究科	企業政策専攻	10

・ 学生数、教員数（令和元(2019)年5月1日現在）

【学部（学士課程）】

学部名	学科名	学 生 数 (人)				
		1年次	2年次	3年次	4年次	合計
法学部	法律学科	163	150	158	155	626
	計	163	150	158	155	626
現代ビジネス学部	地域経済学科	286	247	282	—	815
	国際社会学科	107	119	90	—	316
	計	393	366	372	—	1,131
経済学部	経済学科	—	—	—	147	147
	経営学科	—	—	—	107	107
	計	—	—	—	254	254
国際関係学部	国際関係学科	—	—	—	94	94
	計	—	—	—	94	94
合 計		556	516	530	503	2,105

【大学院（修士課程）】

研究科名	専攻名	学 生 数 (人)		
		1年	2年	合計
法学研究科	法律学専攻	8	9	17
	計	8	9	17
企業政策研究科	企業政策専攻	3	0	3
	計	3	0	3
合 計		11	9	20

【教員数】

学部名	学科名	教 員 数 (人)		
		専任	兼任	合計
法学部	法律学科	19	19	38
	計	19	19	38
現代ビジネス学部	地域経済学科	28	12	40
	国際社会学科	16	6	22
	計	44	18	62
経済学部	経済学科	—	10	10
	経営学科	1	5	6
	計	1	15	16
国際関係学部	国際関係学科	1	5	6
	計	1	5	6
合 計		65	57	122

【職員数】

専任職員	嘱託職員	パート（アルバイトも含む）	派遣職員	合計
42人	17人	53人	3人	115人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ッテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、「九州国際大学学則第 1 条第 1 項」においては「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、国際社会科学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るく人材を養成すること」と明確に本学教育の基本理念、使命・目的を定めている。

本学の建学の精神、教育理念、使命・目的等は、ホームページや各種の印刷物に統一された文章で簡潔に明示されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の精神で示したように、「塾的精神」をもって教育し、地域社会にとって「有益な人材」を養成することが基本である。また、「九州国際大学学則第 1 条第 1 項」にあるように、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るく人材を養成すること」である。それは、各学部及び大学院研究科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針と教育方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）のいわゆる「三つの方針」において、より具体的に表現されており、ホームページや各種の印刷物で公表されている。

1-1-④ 変化への対応

社会情勢や時代の変化に対応すべく、本学では次の 5 つの方法で大学改革と教育改革を実施してきた。これらを通じて、本学の使命・目的及び教育目的の見直しを不断に行っている。

第一に、自己点検・評価を全学で実施し、自己点検・評価の報告書を作成し、公表している。

第二に、本学は中期計画を作成し、現在は平成 28(2016)年度からの「九州国際大学第三

期中期計画」に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施している。

第三に、北九州市の少子高齢化の進展や産業構造の転換に対応し、地域の発展についてローカルな視点とグローバルな視点を備えた職業人の育成を目指す現代ビジネス学部を平成 29(2017)年 4 月に設置している。

第四に、本学は大学の独自基準 A「地域社会貢献」を強力に推進するために、平成 25(2013)年 4 月に、その重要な拠点となる「九州国際大学地域連携センター」を設置し、地域貢献活動を実施している。

第五に、平成 27(2015)年 4 月 1 日に施行された学校教育法の一部改正に伴い、学内規程の見直しを図った。その一環として、平成 28(2016)年 4 月 1 日より学長並びに学部長の選挙制度を廃止し、選任制度とすることにより学長のリーダーシップを強化し、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制（学長補佐体制の強化、教職協働の強化）を構築した。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的を社会からの大学への要望の変化と照らして検証する。またこれを社会へより広く伝える方法を検証し、学生、教職員、地域社会へ本学の建学の精神、教育理念、使命・目的等をさらに周知する努力をする。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は「九州国際大学学則（以下、「学則」という。）」に明記し、ホームページ等で公開している。「学則」は『学生便覧』に記載し、毎年教職員に配布すると共にグループウェアによる情報共有等を行っているため、「学則」等は周知されている。また、新人教職員に対しても、建学の精神や使命・目的及び教育目的を研修会の冒頭で学長等より説明がなされている。

以上のことから、本学での使命・目的及び教育目的は、建学の精神とともに役員・教職員の理解と支持は得ている。

1-2-② 学内外への周知

本学の建学の精神と使命・目的及び教育目的については、ホームページにおいて公開さ

れている。また、毎年発行・配布する『大学生活について』や『大学案内』においても周知されている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、平成 20(2008)年度から平成 22(2010)年度までを「九州国際大学第一期中期計画」とし、平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度までを「九州国際大学第二期中期計画」として掲げ、大学改革と教育改革に取り組んできた。現在は、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの「九州国際大学第三期中期計画」の後半段階であり、7つの目標、すなわち、「Ⅰ. 意欲ある学生の確保」、「Ⅱ. 教育力の強化と授業の改善」、「Ⅲ. 研究力の強化と外部資金の獲得」、「Ⅳ. 学生主体の大学生活支援で学生満足度を高める」、「Ⅴ. 大学の資源の活用と社会貢献」、「Ⅵ. 就職・進路支援の強化」、「Ⅶ. 大学運営・経営の効率化」を掲げ、教職員が一体となり全学で引き続き取り組んでいる。それは本学の建学の精神と使命・目的及び教育目的を反映したものである。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的については、平成 29(2017)年度に新たに作成した 2 学部と大学院 2 研究科のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針と教育方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）において、具体化・明確化されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

開学以来本学は、時代や社会の大きな変化にも柔軟に対応して教育研究組織の見直しを行ってきた。本学の建学の精神は、昭和 5(1930)年に九州法学校の開設以来、80 年以上の歴史を持っている。戦後においては、その建学の精神は昭和 25(1950)年に八幡大学として継承され、さらに平成元(1989)年に八幡大学から九州国際大学に校名変更したが、今日に至るまでその建学の精神は脈々と継承され、それは本学の使命・目的及び教育目的の根源となっている。

昭和 25(1950)年の八幡大学改組時に、法学部第一部・第二部が設置され、平成元(1989)年の校名変更と同時に国際商学部が開設された。また、平成 6(1996)年には法経学部を法学部と経済学部へ改組し、さらに、平成 8(1996)年には、大学院法学研究科（修士課程）が設置された。平成 13(2001)年には、大学院企業政策研究科（修士課程）が設置され、平成 17(2005)年には、国際商学部を国際関係学部へ改組し、平成 22(2010)年には創起 80 周年を迎えた。さらにこの組織を補完し、使命・目的及び教育目的達成を一層補強するために、平成 25(2013)年 4 月に地域連携センターを設置、平成 26(2014)年 4 月に基礎教育センターを設置した。平成 29(2017)年 4 月には現代ビジネス学部を設置し、現在では 2 学部と大学院 2 研究科からなる教育研究組織の下で使命・目的及び教育目的の達成が図られている。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、2 学部と大学院 2 研究科等の教育研究組織及び事務組織を設置しており、それぞれの専門領域等に応じた教育研究活動が行われている。

以上のことから、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されていると評価できる。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

今後の課題は日々の教育実践において生起する諸問題と照らし合わせながら、現行組織編成が使命・目的に適合的かどうか、また使命・目的が3つのポリシーに基づいた教育に反映されているかを、不断に再検討する作業を続ける。また、検討結果に関する情報を教育研究協議会及び執行部会議において検討し、改善方策を見出す。

【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神である「塾的精神」に基づいて、教育目的を明確に定めている。本学の建学の精神と教育目的、3つのポリシーについては、教職員の新人研修会をはじめとして教職員や学生にその考えを浸透させるために努めており、ホームページや『大学案内』等を使い、様々な機会と手段を活用して学外及び地域社会へも広く周知されている。

また、本学は、時代と社会の変化にも敏感に柔軟に対応するために、大学の使命としての地域社会貢献の観点から、時代や社会が求める人材の養成に取り組み、新たな学部・学科を開設し、大学改革と教育改革にも取り組んできた。それを具体化するために、平成25(2013)年4月に地域連携センターを開設し、平成26(2014)年4月に基礎教育センターを開設してきた。さらに平成29(2017)年4月には現代ビジネス学部を開設した。このように社会の変化に対応した大学改革と教育改革を進めている。また「九州国際大学第三期中期計画」の実施並びに点検・評価に取り組み、教育目的を確実に取り組んでいるところである。

以上のことから本学は、「基準1. 使命・目的等」の趣旨を満たしているとは評価できる。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

〈視点〉

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った学生受入れの実施とその検証

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知****【学部（学士課程）】**

本学では、大学としての教育理念と各学部のアドミッション・ポリシーに基づいて学生の募集と入学者の選抜の基本方針を策定している。

このアドミッション・ポリシーは、ホームページ、『入学試験要項』、『大学案内』等に明示して、学外は基より全教職員にも周知を行っている。

また、「九州国際大学第三期中期計画」において重点項目の一つである「I. 意欲ある学生の確保」を掲げている。この重点項目が遂行されているか否かについては、4項目により構成されているため、項目別に検証する。

1) 「一人ひとりを大きく育てる教育」を通じた意欲ある学生の確保

本学では、建学の精神に記載されている「塾的精神」に基づき「一人ひとりを大きく育てる教育」に取り組んでいる。その核心にあるのはコミュニケーションである。そのため、本学では対話を重視した推薦入学選考あるいはAO入学選考を入学者受入れの中心として位置づけている。状況は【表 2-1-1】のとおりである。学習意欲を持つことを確認する方法として面接（面談）を活用しつつ、アドミッション・ポリシーに即した学生を見出すことに注力している。

【表 2-1-1】入学者における推薦・AO入学選考と一般・センター入学選考の比率

	A	B	合計（人）	比率（A：B）
	推薦・AO（人）	一般・センター他（人）		
平成 29 年度	381	219	600	6.4：3.6
平成 30 年度	307	236	543	5.7：4.3
平成 31 年度	341	215	556	6.1：3.9

※編転入学生は除く。

2) 地元、特に山口・北九州エリアを中心とする受験生への活動

本学では「九州国際大学第三期中期計画」の重点項目として地域社会への貢献を掲げているが、本学の役割はグローバルな視点とローカルな視点を併せ持ち、国際社会や地域社会が抱える課題を発見・解決できる人材の育成を目標とした地方私立大学であることに鑑み、山口・北九州エリアを中心に学生募集活動を展開している。高校訪問は、北九州エリアを4人、山口エリアを2人で担当している。

また、出張講義や大学体験に基づく高大連携を行い、現在では公私立高校合わせ19校と協定書を締結することにより、積極的な直接広報を展開した。

3) 生徒等受験生への直接的なアピール方法の実践

本学は、できる限り直接、大学の特色を伝えることを広報手段の第一義と考えて実践している。具体的には、業者企画による進学説明会への積極的な参加、高校内ガイダンスへの参加、高校団体による大学見学会の実施、オープンキャンパスによる実践である。

また、個別による大学見学は、できる限り丁寧な説明を心がけることにより、受験生及び保護者への満足度を高めている。

4) 教育・研究成果の広報コンテンツ化とその共有

本学では、教育・研究成果を広報するためにホームページを活用している。そのコンテンツとして、「ニュース」、「イベント」といった内容をラインナップしている。

また、タイムリーな情報を提供するためブログ記事は様々なコンテンツを余すところなく更新することでより詳細な広報活動を展開している。

【大学院（修士課程）】

建学の精神である「塾的精神」に基づき、企業や行政の現場で発生する様々な問題を解決する高度専門職業人を養成することを目的とした大学院である。現代社会の複雑化、高度化及び国際化に対応し、多角的国際的視野を持つ人材の養成を目指している。

アドミッション・ポリシーに「研究者、高度専門職業人の養成という目的のため、明確な目的意識を持ち、法律・政治に関心を有するとともに、それらの専門的知識を有している者又は修得しようとする意欲のある者を求めています」とあるように、このような資質を有するものであれば、社会人、大学生その他経歴・学歴を問わず広く受け入れている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った学生受入れの実施とその検証

【学部（学士課程）】

入学者受入れ方針に沿った選抜方法及び実施方針については、入試・広報委員会において審議され、教育研究協議会の議を経て学長が決定する。

入学試験の際には、その都度実施本部を設置し、実施要領を作成し事前に教職員で試験の実施方法を確認することで、公正かつ厳正な入学試験の実施に努めている。

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な個性を持った入学志願者を受け入れるために、様々な入学要件を設定し、複数の機会を設けた上で入学試験を実施している。

入学者選抜方法としては試験入学選考（一般入学試験、センター試験（大学入試センター試験）利用入学試験）のほかに、推薦入学選考（推薦入試）、AO 入学選考（AO 入試）、留学生入学選考（外国人留学生試験）、4つの種別を設けている（平成 31(2019)年度は編・転入学選考は未実施）。

平成 31(2019)年度入学試験の概要は下記に示すとおりである。

<試験入学選考>

試験入学選考は、一般入学試験とセンター試験利用入学試験に区分される。一般入学試験は、一般的な学力を審査する入学試験制度として位置づけ、前期（2月）、後期（3月）の2回実施している。なお、国語及び英語の問題に一部記述式を導入し多面的評価を導入している。

また、センター試験利用入学試験は、センター試験の成績を利用した試験で、センター試験受験科目の高得点2科目による選考を行っている。平成 31(2019)年度は、2月から3

月にかけて4回実施した。

<推薦入学選考>

推薦入学選考は、一般推薦、指定校推薦、スポーツ推薦に区分されており、一般推薦は他大学との併願が可能であるが、その他はすべて専願となっている。推薦入試は前期（11月）と後期（12月）の2回実施している。なお、平成24(2012)年度入試より推薦基準の見直しを行い、一般推薦については、「1教科の評定値3.0」から「全体の評定平均値3.0」に、指定校推薦については「1教科の評定値3.2」から「全体の評定平均値3.2」に変更している。

<AO入学選考>

AO入学選考は、本学で学ぶ意欲・適正・目的意識等を重視して選抜を行う入学試験制度として位置づけ、一般選考、一芸一能選考、社会人選考の3つに区分されている。平成31(2019)年度のAO入試は、第1期（9月）、第2期（10月）、第3期（12月）、第4期（2月）、ファイナル（3月）の5回実施した。なお、一般選考と社会人選考の対象者の違いを明確にするために、平成24(2012)年度入試より社会人選考の出願要件に年齢要件を設定し「入学時現在で満21歳以上」としている。

また、第5期の名称をセンター利用試験ファイナルに合わせて名称をAO入試ファイナルと変更している。

<留学生入学選考>

外国籍を有し、学習意欲の高い留学生を対象とした入学試験制度で、前期（12月）と後期（2月）の2回試験を実施している。この試験では、日本語能力の担保のために、出願資格として「日本語能力試験N2以上」または「日本留学試験（科目：日本語）250点以上（記述含む）」の取得者、若しくはそれに準ずる日本語能力を有する者としている。なお、入試問題の作成については、毎年度入試問題作成部会を設置し前年度の反省及び当該年度の作成方針を策定の上、作問を行っている。

また、AO入試は別途「AO入試課題作成会議」を実施し、前述同様に前年度の反省及び当該年度の方針を策定し作問を行っている。すなわち、本学ではすべて自大学の教員より作成している。

【大学院（修士課程）】

入学志願者に対する周知・募集については、11月に個別進学説明会を行っている。日程はホームページで周知するほか、過去に受験した者には受験案内を送付する等きめ細かな対応をしている。なお、ホームページにおいて教員の詳細な履歴を紹介して、志願者の選択に資するよう配慮している。

学生の募集は、秋期（9月）と春期（2月）の年2回行う。選抜方法は、書類審査（受験資格審査）、筆記試験及び面接試験（専攻科目教員と他教員一人対応）の成績を総合して判定している。

入学試験の形態としては、一般入学試験、社会人入学試験、及び外国人留学生試験があ

る。大学卒業資格を有しない者については、入学資格審査（専攻科目の課題論文と面接）を行い認定した者には上記の受験を許可しており、入学実績もある。なお、入試問題は研究所所属教員が作成しており、アドミッション・ポリシーに則した問題作成を心掛けている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学部（学士課程）】

本学の過去3ヵ年の入学定員数・入学者数・収容定員数・学籍在籍数は【表 2-1-2】に示すとおりである。平成 29(2019)年度に学部改組を行った際、学生募集を強化したことによる入学定員に対する入学者数の割合は、平成 31(2019)年度では法律学科 108%、地域経済学科 114%、国際社会学科 107%となり、入学定員を全体としては 111%となった。

また、収容定員に対する在籍者数の割合は、経済学部と国際関係学部を含み全体で分析すると、令和元(2019)年度 100%(前年度 91%)となっている。

今年度も過去2年間に引き続き入学者を定員超過し、全学科で回復することとなった。

収容定員に対する在籍者数が、以後 100%の充足を維持するためにはこれまでの取り組みを持続することが肝要と思量する。次年度においても更なる安定した学生募集が展開できるよう努力を継続していきたい。

【表 2-1-2】 入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧（過去3ヵ年）

学部	学科	平成29年度				平成30年度				平成31(令和元)年度			
		入定	入学	収定	在籍	入定	入学	収定	在籍	入定	入学	収定	在籍
法	法律	150	169	690	568	150	153	660	577	150	163	630	626
現代ビジネス	地域経済	250	330	250	330	250	267	500	575	250	286	750	815
	国際社会	100	101	100	101	100	123	200	219	100	107	300	316
経済	経済	-	-	450	409	-	-	300	294	-	-	150	147
	経営	-	-	390	252	-	-	260	179	-	-	130	107
国際関係	国際関係	-	-	420	259	-	-	280	166	-	-	140	94

【大学院（修士課程）】

【法学研究科】

法学研究科の入学定員は 10 人であるが、収容定員確保については、平成 31(2019)年度は秋期（9 月）と春期（2 月）入試合わせて 8 人（税法）が入学した。税法専攻が多いのは税理士試験科目一部免除制度があることが大きい。過去には税理士の入学もあり専門教育修得そのものを目的とした入学者も見られる。卒業後は福岡・北九州の地域の税理士として活躍しており、卒業生同士連携を保ちながら地域貢献が図られている。

【企業政策研究科】

企業政策研究科の入学定員は 10 人であるが、平成 31(2019)年度は、春期（2 月）入試の受験者は 3 人であった。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

【学部（学士課程）】

入学者の受け入れ方針については、今後もホームページ等を利用して学外への広報を強化するとともに、オープンキャンパスや進学説明会等の機会を通じて周知に努める。

また、入学試験制度及びその内容については、アドミッション・ポリシーに沿った入学者が確保されているか状況を検証しつつ受け入れ態勢の更なる整備を図るとともに、奨学金に依存せず大学の魅力を周知することに従事し、優秀な人材の確保に努める。

さらに、特色ある教育内容を多くの受験生に理解されるよう高大連携（高大教育連携含む）における出張講義の強化、あるいは高校内ガイダンスへの積極的参加及び業者主催の進学説明会や高校訪問等による学生募集活動をより一層強化することが定員充足に繋がると確信する。

【大学院（修士課程）】

【法学研究科】

法学研究科の構成は、資格取得（税理士試験科目免除）に結びつく税法が大半となっている。より多様性を高めるため、「法学研究科特修プログラム」等学内から進学する方法についても積極的活用を図る。広報については大学院固有の進学説明会のほか、ホームページの構成・表現にも工夫をし、法学研究科の実態・意図が広く的確に伝わるようにする。

また、指導可能な教員を確保することにより受験者の要望に応えられるよう努める。

【企業政策研究科】

企業政策研究科は、令和 2(2020)年度入学生の募集を停止するため学生受け入れに関する将来計画はない。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【学部（学士課程）】

教職協働の体制として、教務委員会及び基礎教育センター運営委員会等に教員と職員が参加し、学修支援体制を整備している。

学修支援及び授業支援に関しては、学部を基本組織として、教務委員会等で全学的な調整を図りながら、具体的対策を取っている。1 年次に対しては、履修指導ガイダンスや自然に学士課程教育に溶け込み大学の環境にソフトラディングできることを目標にした 1 泊 2 日のフレッシュャーズ・ミーティング（新入生対象の学外オリエンテーション）を実施

している。在学生に対しては、学務事務室職員と教務委員が個別の履修指導を実施している。障害のある学生への配慮に関しては、定期試験での別室受験、試験時間の延長、PCを使用した受験を実施している。

全教員がオフィスアワーを設定し、多様化した学生の要望に応え、細やかな指導を行っている。学生は各教員のオフィスアワーの時間帯を KIU ポータルや学内掲示板で確認でき、必要に応じて相談できる。

退学者対策として、各学部の演習担当者会議において欠席が多いなど特別な指導が必要な学生を抽出し、対応策に関する情報交換を行っている。

また、留年者の大半は成績不振が主因であるため、年 2 回の成績相談会を開催し、保護者を交えた話し合いを行っている。このなかで、成績不振に陥ったより詳しい原因を明らかにし、学生のタイプに応じたきめ細やかな指導を行っている。

【大学院（修士課程）】

研究科所属教員による FD(Faculty Development)研究会を行い、各授業運営の改善を図っている。また、各学期に授業アンケートを実施し、院生の要望等を把握している。

新入生対象のオリエンテーションでは、教員と職員が協働して学生の指導及び学修支援に取り組み、職員も学生の時間割作成や奨学金制度等の相談にも応じている。また、外部講師の講話があるときの調整、文献検索法の業者によるデモ講座など、講義を円滑に進めるための協調体制ができている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA(Teaching Assistant)に代えて SA(Student Assistant)を配置しており、SA の活用等によって学修支援の充実を図っている。

全学部の 1 年次演習科目「入門セミナー」クラスに SA 制度を導入している。この目的は授業形式を双方向的な授業、グループワーク形式の授業へと授業形態を転換し、授業の活性化を図ることである。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

【学部（学士課程）】

学生が卒業するまでに具体的にどのような力を身につけ、どの程度の向上を図ることができたのか、自己の学修成果を振り返り、学生生活を自己管理するための仕組みができていないことが課題である。

学修支援及び授業支援に関しては、引き続き、教務委員会等で全学的な調整を図りながら、教員と職員が一体となった支援を推進する。

平成 29（2017）年度に導入し、平成 30（2018）年度より稼働させている「学生ポートフォリオ（Assessmentor）」を活用し、単に入力を働きかけるのではなく、活用例を具体的に示すことで積極性を見出すように演習担当教員が学生を指導していく。

【大学院（修士課程）】

総合的な学修体制を構築するとともに、院生の良好な学修環境が保持できるよう教職協

働に努める。また、企業政策研究科は在籍院生が修了するまで万全のサポートを行う。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

社会的・職業的自立に関する指導の役割を果たすため、キャリア支援室及び就職対策委員会において支援体制を整備している。

<教育課程内における指導>

1年次から4年次にかけて、段階的かつ体系的なキャリア教育を導入している。

1年次では、「キャリアデザイン」で卒業後の人生設計と職業に対する視野を広げる教育を行う。

2年次では、「キャリアプラン」を通して、基礎学力の養成と就職活動に役に立つ業界研究を行う。

3年次では、「キャリアプラン実践」でSPI対策や社会常識・マナーといった就職活動に直結した実践的なノウハウを修得する。

4年次及び過年度生に対しては、演習担当教員とキャリア支援室職員が情報共有し、総力をあげて就職活動をバックアップする「全員連絡&個別面談」を徹底している。

また、「インターンシップ」では、北九州商工会議所と協定を結び、受入れ先の拡充を図っている。

その他、法学部では「キャリアチュートリアル」を1年次から4年次まで配し、少人数教育体制で徹底した就職指導を展開している。

<教育課程外における指導>

キャリア支援室の就職活動プログラムとして、各種就職講座や業界研究セミナー（11月）、就勝ステップアップ研修（2月）、学内合同会社説明会（3月）を実施した。業界研究セミナーを11月に10日間（28社参加）実施し、延べ915人の学生が参加した。また企業見学バスツアーを2月に実施し、参加した21人の学生は地元で活躍する運輸業や製造業の事業内容について新たな視点で企業研究するきっかけとなった。

<就職・進学に対する相談・助言体制>

4年次の6月から「全員連絡&個別面談」を実施している。演習担当教員とも連携して、個々の学生の就職活動状況に関する情報の共有や、就職未活動生に対する意欲の喚起に努めている。

また、キャリア支援室常駐の「就職アドバイザー」とも細かく連携を図り、学生一人ひとりの適性を見極めた就職支援を実施している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

平成 31(2019)年度卒業見込生までは、4 年次対象のキャリア科目を持つ法学部と持たない経済学部及び国際関係学部の間で就職指導における格差がみられるという問題があったが、現代ビジネス学部では「卒業研究」が必修化されたことにより、状況が改善されると見込まれる。なぜなら、卒業研究では 3 年次までの演習担当教員が指導教員として持ち上がることから、全学生に対してこれまでの指導蓄積に基づいたきめ細かい就職指導が図られることが期待されるからである。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

「九州国際大学第三期中期計画」では、学生支援に関する方針は「IV. 学生主体の大学生活支援で学生満足度を高める」とあり、具体的方策としては、次の 5 つを掲げている。すなわち、①学修支援、②地域社会を活用した学生の社会的自立の支援、③課外活動支援、④生活支援、⑤学生の学修環境の整備、である。

そのために、本学では、学生に対する学修支援、生活支援体制を整備するとともに、教職員が連携して学生の指導にあたり、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように適切な学修環境の保持に努めている。この方針については、教育研究協議会等を通じて教職員に周知徹底するとともに、学生に対しては『学生便覧』と『大学生活について』において周知徹底を図っている。また、各種行事や活動等の報告は、ホームページに掲載して、学生及び教職員等に周知を図るように努力している。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織について

学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援室、保健室を設置している。学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援室が中心となってその役割を担っている。

学生生活全般に係わる案件について、学生生活を支援する教職員の組織である学生サービス委員会を定期的開催し、情報の共有及び審議を行い、学生サービスに関しての適切な対応を行っている。

2) 経済的支援

奨学金等の経済的支援措置については、学内奨学金制度を充実させるとともに学外奨学金の活用を周知し学生への経済的支援に積極的に取り組んでいる。

学内奨学金には、課外活動優秀者に対するスポーツ奨学生、成績優秀者に対する学術奨学生【表 2-3-1】、また平成 27(2015)年度から経済的理由により学修困難な学生に対し、

授業料の減額をすることによって、経済的負担を軽減することで修学を支援することを目的とする経済支援奨学生【表 2-3-2】を設けている。

その他、留学生支援として「九州国際大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程」に基づき、授業料の減免をすることによって経済的な負担を軽減し修学を支援することを目的として、50%を限度とした減免を行う私費外国人留学生授業料減免制度【表 2-3-3】を設けている。

学外奨学金としては、主に日本学生支援機構【表 2-3-4】や地方自治体の奨学金制度の活用を促しており、九州国際大学同窓会からの給与型奨学金【表 2-3-5】も用意されている。また地方自治体による奨学金では、毎年数人が採用されている。

【表 2-3-1】 学術奨学生

	平成 28 年度 (人)	平成 29 年度 (人)	平成 30 年度 (人)	平成 31 年度 (人)
2 年次	6	6	15	14
3 年次	6	6	14	14
4 年次	6	6	14	13

【表 2-3-2】 経済支援奨学生

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
30 人	31 人	30 人	31 人

【表 2-3-3】 私費外国人留学生授業料減免者

	平成 28 年度 (人)		平成 29 年度 (人)		平成 30 年度 (人)	
	春 (前)	秋 (後)	春 (前)	秋 (後)	春 (前)	秋 (後)
学部	62	93	72	97	72	125
大学院	6	2	1	1	1	1

【表 2-3-4】 日本学生支援機構採用者

平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種
273 人	625 人	363 人	638 人	401 人	624 人

【表 2-3-5】 九州国際大学同窓会給与型奨学金受給者

	平成 28 年度 (人)	平成 29 年度 (人)	平成 30 年度 (人)
日本人学生	17	15	15
留学生	1	1	6

3) 課外活動支援

課外活動支援として学生で組織している学生自治会執行委員会、体育会本部、文化会総務委員会、大学祭実行委員会（以下「四協団体」という。）への学生自治会活動を支援し

ている【表 2-3-6】。各団体は月 1 回の会議を開催し、サークル活動の活性化に努めている。また、拡大自治会連絡協議会を開催し、教職員と「四協団体」学生との意見交換の場を設け、学生がより良い学生生活を過ごせるよう学生の要望を把握することに努めている。この会議で出された意見や要望について、毎年、学長会見を開催し、学生の意見を反映できるように学生サービス等の充実を図っている。

【表 2-3-6】「四協団体」に所属している団体数・学生加入総数（5月1日現在）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
体育会系サークル	20	22	22
文化系サークル	14	10	16
学生加入総数	804 人	808 人	778 人
在学生に対する割合	45.4%	42.1%	38.7%

また、学生による「地域社会貢献」としてのボランティア活動においては、毎年恒例の八幡東区の「まつり起業祭八幡」、地元町内会の「防犯パトロール」等、様々なボランティア活動に積極的に参加している。学生支援室はそれらのボランティア活動に教職員自ら参加し、積極的に支援している。

さらに、サークルの学内外の指導者間の連携強化を一層図る必要があるため、サークル指導者研修会の開催や指導者との情報交換ができる場を設けている。

4) 学生の心身に関する支援

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等に対しては、保健室とカウンセラーが対応をしている。保健室では、健康診断及び事後措置等の通常の保健室業務のほか、健康教育や相談業務を中心とした活動を行っている。やわらかカフェ（学生相談室）には、カウンセラーを配置し、心身ともに健康な学生生活の実現に努めている。また学生の居場所づくりのため、さまざまなイベントを開催し、学生同士の交流の場や学生相談への親近感を高めることに寄与している。

健康診断受診率は、平成 28(2016)年度 96.5%、平成 29(2017)年度 96.4%、平成 30(2018)年度 95.2%と高い受診率を維持している。

保健室の利用状況は、平成 28(2016)年度(2月末時点)3,300人、平成 29(2017)年度 3,447人、平成 30(2018)年度 3,075人であった。

保健室内での健康教育として、「感染症の予防」、「避妊法」、「禁煙」等に関して指導しており、保健室外では、「AED（自動体外式除細動器）講習会」を平成 28(2016)年度 3 回実施し 86 名の参加、平成 29(2017)年度 1 回実施し 19 名の参加、平成 30(2018)年度 2 回実施し 18 名の参加であった。大学祭では、食中毒防止の模擬店指導等の活動をしている。

また、AED のアンケート調査、新入生ガイダンスにおける保健室の広報やホームページでの健康情報の記事掲載等により学生へ健康情報の発信を行っている。

さらに、平成 24(2012)年度より、毎月、カウンセラー、保健師、学生部長、学生支援室、学務事務室、入試・広報室職員の懇談会を開催し、情報交換と対応の確認を行っている。

その他、ハラスメント防止のための措置としては、「九州国際大学ハラスメント防止に関する規程」に基づき、委員会を設置している。学生には「九州国際大学ハラスメント防止に関する規程」を、『学生便覧』やホームページに掲載している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

毎年、拡大自治会連絡協議会と学長会見を開催し、そこで学生の様々な意見・要望等を受けて、それらをベースにしながら、学生サービス等の充実を行っている。

拡大自治会連絡協議会においては、「四協団体」より複数の代表が参加し、学生部長、教務部長、学務事務室と学生支援室の職員も出席して、意見交換や学生の要望等を把握し、その後に開催される学長会見では、特に学生の強い意見・要望については反映できるような仕組みとなっている。今後もこれまで同様に毎年、拡大自治会連絡協議会と学長会見を開催し、そこで学生の様々な意見・要望等を受けて、それらをベースにしながら学生サービス等の充実に取り組む。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

大学設置基準を上回る校地及び校舎を整備し、その施設・設備は、質及び量の両面において教育課程の運営に十分なものであるだけでなく、安全管理の面を含めて、施設・設備は整備され有効に活用されていると判断している。また、大規模改修・修繕工事等については、年次計画を策定し、長期休暇期間を利用して施工している。

本学の校地及び校舎は、北九州市八幡東区平野（以下「平野キャンパス」という。）に設置され、すべての建物は平成になって建設されたものであり、耐震基準を満たしており、耐震性は問題ない。

各施設・設備の維持管理は、法令等に基づき定期的に保守点検を実施しており、点検時に判明した不具合等は迅速に対応し、安全確保に努めている。

平野キャンパスの建物は、1号館（学長等役職者の執務室、事務室、保健室、会議室等）、2号館（教室、基礎教育センター、スタディスペース、学生フリースペース）、3号館（教室、事務室）、研究棟（教員研究室、会議室、大学院生研究室、ラウンジ等）、メディアセンター（図書館、教育情報ネットワークセンター、情報教室、システムカフェ）、KIUホール（大教室、学生食堂、大学生協、学生自治会室）、平野記念館（KIUドーム）（体育館、武道場、トレーニングルーム、部室）の7棟で構成されている。

2号館及び3号館の多くの教室には、プロジェクター、マイク、PC等の教育用機器及び学内LAN(有線・無線)を整備しているほか、3号館4階と5階にあるアクティブ・ラーニング教室では、小型プロジェクター、モバイルノートPC、無線LAN、電子黒板等のICT(情報通信技術)設備が充実し、演習(ゼミ)や授業で、学生のコミュニケーション能力を向上させるために、グループワークやグループディスカッションをするための環境を整備している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【図書館】

本学図書館は、メディアセンターと称される5階層の建物のうち2階から5階部分が該当している。そのうち閲覧スペースが1,980.9㎡、書庫スペースは915.7㎡を占める。館内には、車椅子席を含む閲覧席を全体で333席配置している。また、大学院生用の研究個室、グループ学習やディスカッション、ゼミなどにも対応できる自習室やラーニング・commonsを設置している。AVコーナーにはDVDプレーヤー用のブースが設置されており、ビデオ学習や映画等を視聴することができる。その他、蔵書検索用以外にも2階に5台のPCを配置し学生がインターネットで情報収集を行えるようにしている。

情報化に関しては、平成8(1996)年に図書館業務用システムを導入以来、国立情報学研究所の目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)に参加しており、目録情報の共同利用や他大学図書館との相互貸借も活発に行っている。2・3階には、蔵書検索用のPCを計6台、グループ自習室に1台設置しており、蔵書資料の検索を自由に行うことができる。また、利用者のレファレンスや資料収集に供するため、新聞記事検索、判例検索のデータベース等を契約している。

蔵書は、平成31(2019)年5月1日時点で和書38万3,484冊、洋書88,583冊となっている。学術書の割合が高い傾向にあるが、近年では学生の読書意欲の向上や教養教育の充実を図るため、学生からの希望図書や一般教養書も積極的に収集している。一方で、書庫の狭隘化が進んでいる。長い歴史の中で蓄積された蔵書資料の有効活用もさながら、網羅的な収集からの転換を図り、カリキュラムやシラバスに沿った資料収集を行う必要がある。また、資料保存と書架の確保に努めるため、資料収集や除籍に関する諸規程を制定し、平成26(2014)年4月1日付で施行している。

また、学生の図書館利用を推進するための試みも常時行われている。ここ数年、情報リテラシー教育の一貫として「入門セミナー」のクラスで授業と連携して図書館ガイダンスを実施しており蔵書検索等図書館の利用方法に時間をかけて指導している。平成30(2018)年度は、「入門セミナー」の30クラスのすべてが受講した。平成28(2016)年度から3年連続して受講率は100%を達成している。発展的なガイダンスとしてはステップアップガイダンスを実施しており、担当教員と内容を協議しながら、図書館業務用システムの構成やメディアリテラシーの解説、文献検索演習、各種データベースを利用した高度な検索演習を実施している。

アルバイトで雇用している学生には、社会人基礎力の一部(「前に踏み出す力」や「チームで働く力」)の育成や、図書館業務をとおして実践的なビジネススキルを身に付けてもらうことを目指している。具体的には、学生の視点での選書や蔵書の紹介を行う展示企画や

図書館内の掲示物の作成等を担当してもらっている。

平成 25(2013)年度から情報リテラシー教育の一環として、ビブリオバトル（書評のプレゼンテーション）を図書館で実施している。授業の一環として「入門セミナー」やゼミ等で取り入れてもらい、平成 30(2018)年度は現代ビジネス学部国際社会学科の「入門セミナー」で実施した。6 ゼミが授業の中でビブリオバトルに取り組み、学科チャンピオン大会を実施した。学科チャンピオン大会の優勝者は全国大学ビブリオバトル地区決戦に参加し、福岡県内、近隣大学の学生との交流に前向きな姿勢を見せている。

地域連携活動として、平成 28(2016)年度に締結した福智町との教育連携事業は 3 年目となり、小学校 1 校、中学校 3 校でビブリオバトルを活用した授業支援を行った。本学の学生 29 人（延べ人数）が参加し、小学生や中学生とコミュニケーションを取りながら生徒たちのレジュメシートや発表の練習のアドバイスを行った。特に、教職課程を受講している学生にとっては教育実習の成果を発揮し、自身の学びを深める場としても有益となっている。

また、北九州市内の公共図書館と連携し一般開放している。本学の専門分野の資料や閲覧スペースを本学図書館が学外利用者に提供することで地域への貢献にも繋がっている。

【体育施設】

体育施設については、平野記念館（KIU ドーム）に体育館（1,558.8 m²）、トレーニングルーム（体育館に付設）並びにサッカー、ラグビー、テニス、ソフトボールなど多様な競技に対応できる人工芝グラウンド「多目的グラウンド（KIU フィールド）」（14,526.7 m²）を有しているほか、北九州市若松区に野球専用グラウンド（48,195.0 m²）を所有している。

体育施設は、学生が授業で利用するほか、授業が行われない時間帯は、サークル活動で利用しており、利用時間は、8 時 50 分から 19 時 30 分までとなっている。課外活動での体育館の使用については、各クラブに時間の割り振りを行い、学生支援室が、①体育の授業、②学校行事並びにこれに準ずる行事、③課外活動、④本学主催のスポーツの対外試合等を把握し、適切に管理を行っている。また、多目的グラウンドについても、各クラブの練習に支障がないよう利用時間帯の調整を図っているほか、地域交流行事等でも使用している。

トレーニングルームについては、平成 30(2018)年度に老朽化した器具をすべて最新の器具に更新すると共に、安全面を考慮してレイアウトの見直しを行うことで、トレーニング設備・機能の充実を行った。トレーニングルームのリニューアルに伴い、使用者には使用説明会の受講を義務付け、安全で快適に利用できるよう指導している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

平野キャンパスの建物は、バリアフリー対策を行っており、学内各所にスロープ、手摺り、身体障害者専用駐車場を設置し、利便性に配慮している。各建物には、自動ドア、エレベーター、多目的トイレを設置し、各教室については、車いすでも利用できる机を整備している。

施設・設備等の保守点検については、外部に委託しており、エレベーター設備保守、電気設備保守、消防設備保守、浄化槽設備保守、空調設備保守等の契約を締結し、維持管理

を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

少人数教育を基本とし、学生一人ひとりを育てる教育を行っている。そのために、授業科目によって1クラスの受講生数の上限を設けている。

「演習科目」では、15人から20人のクラスで授業を行っている。

「語学科目」では、1クラス40人を上限に授業を行っている。

「講義科目」では、1クラス150人を上限に授業を行うが、履修希望者が150人を超えるクラスは、複数開講することで学生の履修希望に叶う体制をとっている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

平成元(1989)年竣工の1号館のほか、多くの建物が平成12(2000)年及び平成13(2001)年の竣工であるため、施設の老朽化により、定期的な施設・設備の保守点検、維持管理を行い、教育活動を運営するために最適な状態を保つことが必要であることに加え、竣工時のキャンパス事情から、現在の教育活動に求められる機能が大きく変容しており、現状の機能・用途に見合ったキャンパスにリニューアルする必要があるため、5ヵ年計画でキャンパス・マネジメントを実施する。

「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画（2019年度～2023年度）」におけるキャンパス・マネジメントの取り組みにあたっては、新築してから解体までに必要な総費用、建物のライフサイクルコスト（LCC）の考え方を導入し、効率的な建物管理を行うことを念頭としたランニングコストの削減が重要なミッションとなる。そのための行動計画としては、以下のような対応を実施する。

- 建物の経年劣化を抑えるために定期的な修繕を行う。
- エネルギーの最適化を図るために省エネ性能が高い空調、照明機器を導入し、建物の構造で熱を遮断するよう工夫する。
- 防災対策、耐震構造にすることで安全な環境を保持する。
- 備品の管理を徹底し、可能な限り備品のシェア利用を促進する。

こうした建物の「機能」だけではなく、外観等も併せて、魅力的なデザインに変更することによって、資産価値を維持するマネジメントとして実施する。更に大きな支出を伴う設備投資については、業務のルール化（業者選定）を図り、効率的かつ効果的な発注に努め、支出負担行為の合理性を高める。実施した施行実績については、修繕・保全実績の見える化を図り、次期事業計画の策定のため、基礎情報として蓄積する。実際に収集した基礎情報を基に「修繕スタイル」から「保全スタイル」に転換し、5ヵ年計画の2年目を目途に緊急性のある事業に着手し、3年目以降に保全スタイルに転換し、余裕資金を活用した積極的設備投資を実施する計画である。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

毎年、各学期末に授業科目の改善・改革を進めるために学生による「授業評価アンケート」を実施している。現在は、Web 上で回答可能にしている。

このアンケートは、13 項目の共通質問事項と学生による自由記述欄の記入から構成されており、共通質問項目は後日、集計・分析され、FD 委員会を経て、各教授会にて公表される仕組みとなっている。

アンケート結果は教授会において全教員に公開回覧されるが、個別的にも担当教員にはアンケートの数値結果と自由記述欄の内容が通知される。各教員は前学期のアンケート結果を踏まえて、今後の授業運営・改善に活かすべく、「教員コメント」を作成し、返却することが求められている。結果については、講評とともに科目分野別のデータ・評価、教員コメントをファイルに綴り、ホームページに授業アンケート結果を掲載し、公開している。在学生には、KIU ポータルに掲載し公開し、全学で教育目標の達成に取り組み、点検・評価するように努め、また授業改善に向けたフィードバックに努めている。

また、アンケート結果を踏まえて、次学期の授業運営に反映させるため、結果が芳しくない教員に対しては、学部長面談等を行っている。次学期アンケート結果に改善が見られない場合は必要に応じて学内外研修への派遣、学長面接等を行うことにしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

保健室では、入学時に「健康調査表」の提出を求めており、学生の健康状態を把握し、在学中の健康管理の資料として使用している。やわらかカフェでは、健康診断時にメンタル面でのアンケートを実施し、心配な学生には面談を行っている。毎月、カウンセラー、保健室、関係部署による定例会を開催し、学生の情報交換と対応の確認を行っている。

学生満足度アンケートを従来の紙方式（マークシート）から KIU ポータルを利用した Web 上で回答方法に変更した。このアンケートは学生生活における学生の満足度や生活実態について、調査を行うことで学生がより充実した大学生活を送るための改善などに役立っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生満足度アンケートや学長会見に寄せられた学生からの要望について、関係部署に要望内容を提出し、改善の依頼をしている。改善内容に応じて段階的に改善している。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

Web 上の実施によって学生の利便性は向上したものの、自主性に委ねられているところ
が大きい。教員から実施を呼びかけているが、加えて、アンケートの意義について学生に
広く周知し理解してもらうことで回答率を向上させ、学生の意見・評価をより適切にフィ
ードバックさせる。

[基準 2 の自己評価]

学生受け入れは、大学全体と各学部・研究科のアドミッション・ポリシーに明確に定め
られ、ホームページ、『入学試験要項』等を通じて社会に広く周知されている。入学者選抜
は、このポリシーに基づいて多様な入試区分を通じて適切に実施されている。

また、学生への学修支援として、SA の活用、学生を対象とした各種アンケート結果の
教育へのフィードバックが行われており、適切な学修環境を整備する努力が払われている。

以上のことから本学は、学生受け入れ、支援、学修環境の整備について組織的仕組みが
できており、「基準 2. 学生」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了 認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、「塾的精神」をもって教育し、地域社会にとって「有益な人材」を養成すること
を基本理念とし、「学則」に定める、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・
実践両面に明るい人材を養成すること」を共通目的として、大学及び学部学科、大学院研
究科、それぞれのディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、『学生便覧』等に掲載
し周知されている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了 認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「学則」に単位認定、卒業認定、修了認定等の基準を定
めている。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等については『学生便覧』に明示

し、評価方法はシラバスで公表し、個々の学生へは、『学生便覧』に加えて、KIU ポータル等を活用して周知を図っている。

学部において、単位認定基準は「学則第 34 条」及び「修学規程第 11 条・第 12 条」、卒業認定基準は「学則第 37 条・第 38 条」に定められている。また、「修学規程第 4 条」において別表で学部学科別の授業科目及び単位の履修方法を定められている。なお、次年度より進級基準を設けることとしている。

大学院においては、単位認定基準は「大学院学則第 14 条」及び「法学研究科規則・企業政策研究科規則第 6 条・第 7 条」、修了認定基準は「大学院学則第 17 条・第 18 条」に定められている。また、「大学院学則第 12 条・第 13 条」において別表で研究科別の授業科目及び単位の履修方法を定められている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【学部（学士課程）】

各科目の単位認定の基準についてはシラバスに記載されている。シラバスの記載内容については、教務委員による第三者チェックが行われている。他の大学等において修得した単位の単位換算については、「単位換算認定基準に関する規程」で定められている。各学部教務委員会で発議し、全学教務委員会で原案を作成して教授会での意見聴取の後、学長が決定する。

卒業認定については教務委員会を経た上で教授会において審議される。学長は、教授会の議を経た者について卒業を認定する。

このように、単位認定、卒業認定については、各教授会に意見を求め、学長が決定しているため、厳正に適用されている。

【大学院（修士課程）】

「大学院学則第 18 条」に基づき、各研究科の修了要件は、「大学院に 2 年以上在学し、第 15 条に定める単位を修得し、かつ以下の要件を充足するものとする。」と規定している。学生は、所定の授業科目について研究指導教員の担当する講義 4 単位、演習 4 単位及び研究指導 4 単位を含め合計 32 単位以上を修得し、学位論文及び最終試験に合格しなければならない。また授業科目の成績評価は、「研究科規則」に定める成績評価基準のとおり優、良、可、不可の 4 段階で評価し、可（60～69 点）以上を合格として単位を認定している。

このように大学院においても学部同様、各研究科教授会に意見を求め、学長が決定しているため、厳正に行われている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

【学部（学士課程）】

単位認定、卒業要件等の基準については、「学則」に基づいて、厳正に運用され教授会で意見を聴取し、学長が学士の学位を認定している。学生が十分な成績を修めるために、授業時間だけではなく事前・事後の学修が不可欠であるが、シラバス項目の「準備学習等」で自己学習の方法等を明示し、学生の興味・関心を高める授業時間を充実したものにするために、教室外での学習方法・内容について授業の中で具体的に指導を行っていく。試験

の実施を含む適正な成績評価システムは、引き続き検討する。

また、シラバスの「評価基準」の欄に任意ではあるが、昨年の試験問題を簡潔に明記するようになっている。学生への試験問題の正解や模範解答の開示等も視野に入れつつ、厳格な成績評価の仕組みを引き続き検討する。

【大学院（修士課程）】

単位認定、学位論文の審査は適正に行われ、「大学院学則」に基づいて、修了が認定されている。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【学部（学士課程）】

各学部学科の教育目標は、「学則第 1 条第 2 項」に定められている。この教育目標を踏まえてディプロマ・ポリシーに対応した教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）が定められている。

カリキュラム・ポリシーは、『学生便覧』、ホームページに掲載されており、各方面への周知を図っている。

【大学院（修士課程）】

【法学研究科】

法学研究科の教育目的は、「大学院学則第 2 条」及び「法学研究科規則第 1 条の 2」において定められている。すなわち、学部の実学教育の伝統を基礎に置き、学修意欲に溢れる幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供し、社会の多方面で活躍する高度専門職業人を養成することである。この教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーに対応した教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）が定められている。カリキュラム・ポリシーは、ホームページや『学生便覧』に掲載されており、各方面への周知を図っている。

【企業政策研究科】

「学位授与の方針」に掲げる目標の達成のために、カリキュラム・ポリシーの内容に沿った教育課程編成を行っており、このことをホームページや『学生便覧』に掲載し、公開している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能の修得という目標の達成のために、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要な科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講している。

また、カリキュラムの体系を示し、それぞれディプロマ・ポリシーに即した内容となっている。このことは各学部学科・研究科についても同様である。従って、本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【学部（学士課程）】

カリキュラム・ポリシーに沿って、共通教育科目、専門教育科目及びその他必要な科目を体系的に編成している。「カリキュラム・マップ」を作成することによって、その体系性を検証している。

【法学部】

カリキュラム・ポリシー（1）については、共通教育科目を基幹教育科目群（1年次の「入門セミナーⅠ・Ⅱ」等の基礎科目及び英語・ドイツ語・中国語・韓国語・インドネシア語等の外国語科目）、教養教育科目群（人文、社会、自然の分野の各科目）、キャリア科目群、実技・実習科目群の4区分にしている。「入門セミナーⅠ・Ⅱ」は1クラス20人程度となっており、教員の適切な人員配置がなされている。

カリキュラム・ポリシー（2）については、専門教育科目を専門科目群、特殊講義科目群、リスクマネジメント科目群、資格講座科目群、関連科目群、演習群の6科目群で構成している。

① 専門科目群では、「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「法律学入門Ⅰ・Ⅱ」、「民法総則Ⅰ・Ⅱ」のみならず、「物権法」、「債権総論」、「刑法総論」などの科目を配置し、法的論理力・思考力などの法学部としてふさわしい知識を身につけさせようとする。さらに「キャリアチュートリアルⅠ～Ⅳ」においてプレゼンテーションや協働能力の向上を育成しようとしている。

② 特殊講義科目群では、「法政特殊講義1～8」を配置し、専門科目群だけでは十分ではない法律科目の学習を補助し、また法律に限らない特殊な内容を学ぶことを目指している。

③ リスクマネジメント科目群では、リスクマネジメントコースに所属する学生が将来の進路に応じて必要な知識を学ぶことができる科目を配置している。

④ 資格講座科目群では、資格取得コースに所属する学生が将来の進路に応じて必要な知識を学ぶことができるよう「法職資格講座1～5」を配置している。

⑤ 関連科目群では、教員免許取得に必要な科目を配置している。

⑥ 演習群では、3年次「専門演習A」、4年次「専門演習B」の科目を配置し、それまで修得できた知識やスキルを統合すると同時に、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、課題発見力、課題解決力等を養成しようとしている。すなわち、ディプロマ・ポリシーの【知識・理解】、【思考・判断】、【関心・意欲・態度】、【技能・表現】のすべてに関わっている。

カリキュラム・ポリシー（3）の特別教育科目については、「発育発達論」、「体力トレー

ニング論」などのスポーツ特別教育科目を配置し、公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツリーダー、ジュニアスポーツ指導（受験資格）の資格を得られるように配慮している。

【現代ビジネス学部】

地域経済学科の教育課程の編成は次のようになっている。

カリキュラム・ポリシー（1）については、共通教育科目を基幹教育科目群（1年次の「入門セミナーⅠ・Ⅱ」等の基礎科目、英語・ドイツ語・中国語・韓国語・インドネシア語等の外国語科目）、教養教育科目群（人文、社会、自然の分野の各科目）、キャリア科目群、実技・実習科目群の4区分にしている。「入門セミナーⅠ・Ⅱ」は1クラス20人程度となっており、教員の適切な人員配置がなされている。

カリキュラム・ポリシー（2）については、専門教育科目を基礎科目群、基幹科目群、コース科目群、関連科目群、演習群の5科目群で構成している。

① 基礎科目群では、「グローバル経済と生活」、「北九州学」だけでなく「ビジネスと簿記」、「ビジネスと法律」の科目を配置して現代ビジネス学部としてふさわしい知識を身につけさせようとしている。「プラン&プラクティス」はPBL型の授業形態を取り入れて課題発見力や企画力を育成しようとしている。

② 基幹科目群では、経済学と経営学に関する基礎的・入門的な科目を配置しており、学士（経済学）としての【知識・理解】、【思考・判断】を重視した構成となっている。

③ コース科目群は、「経済コース」、「経営コース」、「地域づくりコース」、「観光ビジネスコース」、「スポーツマネジメントコース」の5コースに区分けされており、それぞれのコースにふさわしい発展的な科目が配置されている。

④ 関連科目群では、「民法総則」、「国際法」など高等学校教諭一種免許状（公民）の取得のための科目やコミュニケーションスキルを養うための「ビジネスマナー」、「ファシリテーション実践」などの科目を配置している。

⑤ 演習群では、2年次「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、3年次「専門演習Ⅲ・Ⅳ」、4年次「卒業研究」の科目を配置し、演習形式で学生のコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、課題発見力などの養成を図ろうとしている。すなわち、ディプロマ・ポリシーの【知識・理解】、【思考・判断】、【関心・意欲・態度】、【技能・表現】のすべてに関わっている。

カリキュラム・ポリシー（3）の特別教育科目については、「発育発達論」、「体力トレーニング論」などのスポーツ特別教育科目を配置し、公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツリーダー、ジュニアスポーツ指導（受験資格）の資格を得られるように配慮している。

国際社会学科の教育課程の編成は次のようになっている。

カリキュラム・ポリシー（1）については、共通教育科目を基幹教育科目群（1年次の「入門セミナーⅠ・Ⅱ」等の基礎科目、英語・ドイツ語・中国語・韓国語・インドネシア語等の外国語科目）、教養教育科目群（人文、社会、自然の分野の各科目）、キャリア科目群、実技・実習科目群の4区分にしている。「入門セミナーⅠ・Ⅱ」は1クラス20人程度となっており、教員の適切な人員配置がなされている。

カリキュラム・ポリシー（2）については、専門教育科目を基礎科目群、基幹科目群、

コース科目群、関連科目群、演習群の5科目群で構成している。

- ① 基礎科目群では、「グローバル経済と生活」、「北九州学」だけでなく「ビジネスと簿記」、「ビジネスと法律」の科目を配置して現代ビジネス学部としてふさわしい知識を身につけさせようとしている。「プラン&プラクティス」はPBL型の授業形態を取り入れて課題発見力や企画力を育成しようとしている。
- ② 基幹科目群では、国際社会科学に関する基礎的・入門的な科目として「国際社会入門Ⅰ・Ⅱ」、「国際関係論」、「異文化コミュニケーション論」等を配置しており、また、英語運用能力向上のための「PC English Training Ⅰ・Ⅱ」を配置しており、学士（国際社会科学）としての【知識・理解】、【思考・判断】を重視した構成となっている。
- ③ コース科目群は、「英語コース」、「ハングルコース」、「国際コース」の3コースに区分けされており、それぞれのコースにふさわしい発展的な科目が配置されている。なお、英語コースは中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）取得のための科目を配置している。
- ④ 関連科目群では、コミュニケーションスキルを養うための「ビジネスマナー」、「ファシリテーション実践」などの科目を配置している。
- ⑤ 演習群では、2年次「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、3年次「専門演習Ⅲ・Ⅳ」、4年次「卒業研究」の科目を配置し、演習形式で学生のコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、課題発見力などの養成を図ろうとしている。すなわち、ディプロマ・ポリシーの【知識・理解】、【思考・判断】、【関心・意欲・態度】、【技能・表現】のすべてに関わっている。

カリキュラム・ポリシー（3）の特別教育科目については、「発育発達論」、「体力トレーニング論」などのスポーツ特別教育科目を配置し、公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツリーダー、ジュニアスポーツ指導（受験資格）の資格を得られるように配慮している。

【大学院（修士課程）】

【法学研究科】

専攻科目に関わらず、行政関係科目（公法関係）、企業関係科目（私法関係）の総合的な法律科目を講義科目として提供し、「法律・政治の分野における高度専門職業人」（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の養成という目標の実現ために体系的に編成されている。

【企業政策研究科】

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成している。

3-2-④ 教養教育の実施

共通教育科目では、教養教育を担うため全学共通で設定しており、大学での学修の基礎となる知識やスキル、そして豊かな人間性と高い教養を身につけるべく4つの科目群（基幹教育、教養教育、キャリア教育、実技・実習科目）に区分しており、教務委員会において、担当者等の調整を行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【学部（学士課程）】

教授方法の工夫・開発は、全学的に実施される FD 研修会において紹介、検討がなされている。

また、「入門セミナー」や「専門演習」の担当者会議などの場において、ゼミ担当教員間での教授方法の工夫について情報交換がなされ、実施後にはフィードバックを行っている。

単位制度の実質化を図るために、各学期で履修登録できる単位数の上限（24 単位）を定めている。シラバスの作成にあたっては、到達目標や評価基準等を「シラバス記載要領」にその詳細についてのガイドラインを定めており、教務委員による記載内容の第三者チェックを行い、必要に応じて修正を指示している。

全学的に講義や演習にアクティブ・ラーニングを導入し教育方法の向上を図るとともに、学生間のチームワークや自主性を育成し、知識の深い理解と定着に向けて授業の工夫を行っている。FD 委員会の下、教員の研修会をはじめとする活動を全学的に・組織的に取り組み、本学教員が担当している授業科目で行っている創意工夫等を授業公開し、参観している。

【法学部】

教授方法の工夫・開発は全学的に実施される FD 研修会において紹介、検討がなされている。

また、「入門セミナー」や「専門演習」の担当者会議などの場において、ゼミ担当教員間での教授方法の工夫について情報交換がなされ、実施後にはフィードバックを行っている。

さらに、2 年生ゼミとしての位置づけにある「法律学基礎セミナー」では、共通教材について議論及び作成が行われている。講義科目においても、「法律学入門Ⅰ・Ⅱ」など複数の教員で同一教材を使い、毎年度修正・校正している。

最後に、「キャリアチュートリアルⅠ～Ⅳ」においては、Ⅰ～Ⅳを連続性のあるものにするために、学年の垣根を越えた教授方法の工夫と開発が実施されている。

【現代ビジネス学部】

教授方法の工夫・開発は全学的に実施される FD 研修会において紹介、検討がなされている。

また、入門セミナー担当者会議において、共通テキストについて議論及び作成が行われ、共通テキストは担当教員個々の工夫を取り入れつつ「入門セミナーⅠ・Ⅱ」の授業において利用されている。「北九州学」においても、テキストを作成して担当教員の工夫を加味しつつ授業を行っている。

【大学院（修士課程）】

シラバスは学部とほぼ同じ書式で作成し、研究科長による記載内容のチェックを行い、必要に応じて修正を指示している。

両研究科とも FD 研修会を行っており、教授法改善の組織体制はできている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

各授業科目の関連を明確にするためナンバリングの作成をすすめる。また教授方法の改善、ICTを活用した教育を推進するため、KIUポータル機能改善を検討する。

3-3 学修成果の点検・評価

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【学部（学士課程）】

GPA(Grade Point Average)により学修状況を明確にし、各教員がカリキュラム・ポリシーに基づいた成績評価基準を共有することによって、適切な成績評価を行っている。それぞれの学部・学科が定める学位授与の方針に沿った学修成果を修めた者に対し、卒業を認定し、学位を授与している。また、厳密な成績評価と学生への日常のきめ細かな指導で、個々の学生の修学状況と教育目的への到達状況を把握し、それを1年次生の場合は入門セミナー教員と副担任グループで、2年次生以上の場合には教員はゼミ担当者会議等を通じて情報を共有し、学修指導の改善に活かすように努めている。さらに、平成27(2015)年4月より学修生活アドバイザーを導入し、教員との情報共有を行いつつ、全学年における学生の学修面及び生活面による問題を個別にアドバイスを行い、退学者を未然に防ぐことができるよう努めている。

また、教員免許・資格の取得状況を通じて、教育目的の達成状況を把握し、点検・評価の指標の一つとして活用している。就職内定状況に関する学生の申告に基づく経常調査を定期的に行い、さらにゼミ担当教員が学生に個別に状況を確認することによって就職状況調査の精度を向上させる仕組みができています。

さらに各種試験合格者と受験者に対し補助金を支給し、この申請業務に付随して資格試験受験と合格状況とに関するデータが得られる仕組みができています。キャリア支援室における相談件数が随時集計されており、ゼミ学生に対して教員が働きかける参考資料となっている。このように学修成果の点検・評価方法は確立されている。

【法学部】

3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用は次のとおりである。

学修成果を点検し適切な評価をするための中間レポートや小テスト、ミニッツペーパー（オリジナル出席カード）は各教員が実践しており、学期中のフィードバックは適切に行われている。学修状況については、教員及び職員は学生の授業出席状況、履修状況、修得単位数、成績内容等の情報を学内のKIUポータルにおいて確認できるようになっている。入門セミナー（1年次）担当者会議、法律学基礎セミナー（2年次）担当者会議、専門演習（3・4年次）担当者会議等において学生の授業出席状況、修得単位数等のデータに基づ

いた対応が議論されている。また、「キャリアチュートリアル I～IV」を軸に学生の学修成果の点検・評価を担当者間で共有している。

【現代ビジネス学部】

3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用は次のとおりである。

学修成果を点検し適切な評価をするための中間レポートや小テストは各教員が実践しており、学期中のフィードバックは適切に行われている。学修状況については、教員及び職員は学生の授業出席状況、履修状況、修得単位数、成績内容等の情報を学内の KIU ポータルにおいて確認できるようになっている。入門セミナー（1年次）担当者会議、専門演習（2～4年次）担当者会議等において学生の授業出席状況、修得単位数等のデータに基づいて対応が議論されている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【学部（学士課程）】

毎年、各学期末に授業科目の改善・改革を進めるために学生の授業アンケートを実施している。平成 28(2016)年度から、従来の紙方式から Web 方式（PC、スマートフォン）による実施方法に変更している。13 項目の共通質問事項と学生による自由記述の欄もある。共通質問項目は後日、集計・分析され、FD 委員会を経て、各教授会にて公表される。自由記入事項も教授会において全教員に公開回覧されるが、担当教員には個別的にアンケートの数値結果と自由記入欄の内容が通知される。各教員は前学期のアンケート結果を踏まえて、今後の授業運営・改善に活かすべく、「教員コメント」を KIU ポータルへ入力することが求められている。また、ホームページに授業評価アンケート結果を掲載し、公開している。在学生には KIU ポータルに掲載し、公開している。また、アンケート結果を踏まえて、特に問題がある場合には、次学期の授業運営に反映させるため、教務部長と副学長による面談を行い、さらに、次学期アンケート結果に改善が見られない場合は、必要に応じて学長面接を行うことにしている。このように、学生の授業アンケートによる点検とフィードバックがなされている。

KIU ポータルに Assessmentor を整備し、学生自らによる自己評価を継続的及び経年的にフォローできる体制を構築している。また、入門セミナー担当者会議、専門演習担当者会議等において議論された対策等に基づいて教員が学生に面談・指導を行っている。

各セメスターの終了時に、そのセメスターの成績不振学生には保護者及び教員との三者面談会を設定し、事情を聞くなどして学修成果の評価結果についてフィードバックを行っている。

【大学院（修士課程）】

2つの研究科とも年に1度 FD 研修会を行い、院生が抱える研究上の要望への対応、授業アンケート結果への対応、アクティブ・ラーニングの実施状況などについて検討している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学生の学修成果と教員の助言を電子媒体に記録する新たな仕組みとして Assessmentor を導入した。これは本学の教育の質保証の仕組みの中核をなすものである。当面は平成29(2017)年度以降の入学者を対象として100%の入力率に近づけるようこの仕組みを定着させる。さらに、3つのポリシーに基づいた学修成果を総合的に評価するための基準としてのアセスメントポリシーを作成し、令和元(2019)年度からの実施と定着を目指す。

現状分析のための必要な調査とデータ収集及びその分析は、教務、FD、入試・広報、学生支援、キャリア支援、財務等、様々な業務を担当する各委員会や事務局の各部署がそれぞれ必要に応じて実施してきた。これら分散的な調査組織を相互に調整し改善につなげる司令塔＝教学 IR (Institutional Research) 組織として「アセスメント実務者会議」を創設する。ここへ集約される各種調査結果を基に改善方策を各部署が作成・実行し、さらに教学 IR 組織がその実施状況を点検することによって、内務質保証に関する PDCA サイクルを定着させる。

【基準3の自己評価】

本学は教育目的を実現する方策として、3つのポリシーを明確に定めている。ディプロマ・ポリシーで定めた人材育成に沿った単位認定基準と学位授与基準を定めている。また目標とする人材育成に対応したカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を作成し実施している。さらに教育課程にふさわしい入学受入れのためのアドミッション・ポリシーを明確に定めている。このことから3つのポリシーの相互間に一貫性がある。さらに教育課程及び教育方法を改善するための方策を採用している。それはアセスメントポリシーに示された各種調査の実施とこれらの結果に基づいた改善方策を作成することである。

以上のことから本学は、「基準3. 教育課程」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教学マネジメントにおける学長のリーダーシップ、及び副学長等による補佐体制は確立されている。本学の意思決定については、各組織の権限と責任は規程により明確化されている。また職員の専門性向上については、研修会・学会等への参加をさらに促進するよう

支援体制を整えている。これらのことから基準を満たしていると判断する。

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定における学長のリーダーシップについては、大学における最終審議機関である「教育研究協議会」において発揮されているほか、学長の下に「執行部会議」を置き、大学全般の重要事項の組織及び運営事項について協議し、学長自らが議長を務めている。

また、学長への支援体制として、大学改革担当の副学長、認証評価担当の副学長、管理運営においては大学事務局長が担当し、三者での連携を密に業務が執行されている。日常的な事務処理の決裁においても、多くの処理が学長の決裁事項となっており、大学全体を掌握する責任体制が取られ、適切なリーダーシップが発揮されている。

平成 25(2013)年 10 月に、学長のリーダーシップの発揮が大学改革と教育改革にとって非常に重要であるとの強い認識から、学長の下に新たな組織、「教育改革推進会議」を発足させた。その会議設立の目的は、大学の教育改革全般の重要事項の検討をするためであった。実際、平成 25(2013)年度の秋学期より、その活動が開始され、11 月 25 日に第 1 回の推進会議、12 月 11 日に第 2 回、2 月 3 日に第 3 回の会議が開催され、「地（知）の拠点事業（COC）の申請」、「IR 担当部署の設置検討」、「基礎教育センターの設置」、平成 26(2014)年度の教育課程の編成、平成 26(2014)年度より新設する「基礎教育センター」等について、学長のリーダーシップを発揮した活発な議論がなされ、大学改革と教育改革がさらに加速している。なお、学校教育法等の一部改正に伴い平成 27(2015)年 4 月 1 日より、「教育改革推進会議」、「大学評議会」及び「大学運営協議会」を統合し、「教育研究協議会」を設置することにより、学長のリーダーシップ体制を強化している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の意思決定機関は、各学部に関する事項の決定機関である「教授会」と全学的基本事項についての意思決定機関である「教育研究協議会」を設置し、大学運営にあたっている。それぞれ「学部教授会規程」、「研究科教授会規程」、「教育研究協議会規程」により審議事項等その権限と責任を定めている。「教授会」は、当該学部、若しくは研究科に所属する教授、准教授、助教を構成員とし、学部長、若しくは研究科長が議長となり、「学部教授会規程」、若しくは「研究科教授会規程」で定められた事項を審議するほか、教授会の下に設置された各種委員会での協議事項等についての報告がなされる。「教育研究協議会」は、教学に関する最終審議機関と位置づけ、学長、副学長（2 人）、法学部長、現代ビジネス学部長、法学研究科長、企業政策研究科長、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長、大学事務局長、学長が選任する大学事務職員（2 人）で構成され、各学部・研究科教授会、各種委員会で審議された全学的な基本事項について審議し、学長が決定する。その他、各学部・研究科教授会での審議事項等の報告がなされる。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学部門は、大学に大学事務局を置き、大学事務局の責任者として大学事務局長を配置

しており、大学事務局長は、学長の指揮のもと大学事務局の事務を統括し、職員を監督するとともに各事務室長への指揮命令と各事務室の業務執行を管理している。大学事務局長は、理事である学長や学長の特別補佐職位である副学長とともに、教学部門の管理運営業務を執行し、適切なリーダーシップを発揮している。大学事務局には、学務事務室、学生支援室、キャリア支援室ほか7つの部署を設置している。教学部門の運営で必要な会議として各教授会やその他の関連する各種委員会等において提案された事項につき、最終的に「教育研究協議会」で審議され、学長の決定に基づき運営されている。また、大学事務局に管理運営のために必要な組織として大学総務室を配置し、法人事務局と教学部門と連携する機能を果たしている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

副学長等役職者による学長の補佐体制が機能し、教授会からの意見聴取も十分に行われており、学長のリーダーシップが発揮される体制が形成されている。この体制を強化しながら、大学改革と教育改革を強力に進めていく。

大学運営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、職員の果たすべき役割は大変重要であり、より高いレベルの問題発見・解決能力、企画立案・遂行能力、調整能力が求められる。よって、学内外における研修をより充実させ、職員の能力向上につなげるように努める。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員組織は、令和元(2019)年5月1日現在、大学設置基準の定めるところにより、教育課程を適切に運営するため、各学部・学科に必要な専任教員を配置している。大学設置基準上の必要な専任教員数を配置している。なお、教養科目を担当する教員は、各学科に分属して配置され、教養教育を適切に運営している。専門分野の教員については、主要科目には専任教員を配置して教育課程を適切に運営している。

本学における専任、兼任の教員数についても、専任教員数は65人、兼任(非常勤)教員数は57人となっている。また、専任教員1人当たりの在籍学生数は、学部、学科によって区々となっているが、法学部は32人、現代ビジネス学部・経済学部・国際関係学部の平均は32人、学部平均は30人である。以上のことから、各学科には必要な数の専任教員が配置され、専門分野が適切に教育できる体制が整えられており、教員構成は概ねバランスが取れている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 研修会については、外部講師による講演会形式や本学教員担当の授業科目における創意工夫等を紹介する事例報告等を実施している。また、学内のみならず、学外プログラムへの参加によっても FD 研修会を実施している。

平成 30(2018)年度は、「教育の質保証」の仕組みづくりのため、9 回実施した。

第 1 回：「Assessor 操作説明会」(7 月 11 日)

第 2 回：「PROG テストの結果の見方」(7 月 18 日)

第 3 回：「高大接続改革」(福岡県立八幡中央高等学校との合同研修会)(8 月 22 日)

第 4 回：「ポータル説明会」(9 月 5 日)

第 5 回：「学修支援体制充実に向けたワークショップ」(9 月 12 日)

第 6 回：「あらゆるところに人権尊重の意識を」(10 月 24 日)

第 7 回：「カリキュラムマネジメントの確立に向けて」(12 月 26 日)

第 8 回：「情報セキュリティ研修会」(3 月 11 日)

第 9 回：「アセスメントポリシーの共有と Assessor の活用に向けて」(3 月 13 日)

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

教員の採用・昇任等による教員の確保と配置は適正に行われており、特段の課題はない。

FD については、研修会への参加率を引き上げることが課題であるため、研修会の意義を周知・徹底することで、より積極的に参加するように促す。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

職員の資質・能力向上の取組みについては、「学校法人九州国際大学職員研修規程」及び「九州国際大学 SD(Staff Development)委員会運営に関する内規」に基づき、職員の能力及び資質を向上させるため、九州国際大学 SD 委員会で研修計画を策定し、研修の体系及び目的に応じて実施している。

平成 30(2018)年度の学内研修会は、FD 研修と共催し、計 5 回実施した。

第 1 回：「高大接続改革」(8 月 22 日)

第 2 回：「ポータル説明会」(9 月 5 日)

第 3 回：「あらゆるところに人権尊重の意識を」(10 月 24 日)

第 4 回：「情報セキュリティ研修会」(3 月 11 日)

第 5 回：「アセスメントポリシーの共有と Assessor の活用に向けて」(3 月 13 日)

また、「平成 30 年度北九州市学術・研究振興事業大学連携促進助成金」を受けて、高

等教育や私学情勢等の直面する問題を共有し、大学職員の意識と資質の向上を図るため、北九州市内の4大学・2短期大学の職員を対象にした連携SDを計3回実施した。

第1回：「私立大学版ガバナンス・コードについて」（9月3日）

第2回：「IR研究会：日本のIRの実情と課題及び今後の対応策等について」（12月5日）

第3回：「SDGs時代におけるまちづくりと人材育成」、「SDGs未来都市北九州『真の豊かさに』あふれ、世界貢献し、信頼される『グリーン成長都市』へ」、「にじのはし×SDGs『誰も見たことのないこの街の風景を』」（2月27日）

さらに、全職員には外部団体研修会への積極的参加を推奨しており、日本私立大学協会主催の「事務局長相当者研修会」をはじめ、「学生生活指導主務者研修会」、「大学教務部課長相当者研修会」、「就職部課長相当者研修会」、同九州支部「事務局長会議」、「初任者研修会」、「中堅職員研修会」、九州地区の8大学で実施する「教務事務研修会」や九州地区の有力大学で構成する「九州地区私立大学入試・広報連絡協議会」、「九州地区大学総務担当者連絡会議」等に担当職員が参加し、資質向上を図っている。

自己啓発研修としては、平成24(2012)年より、職務に関連する課題について勤務時間外に自己研修を行う職員に対し、研修経費の一部を補助する等、自己啓発を促進している。

平成20(2008)年10月から職員個人の多様な能力開発を促すとともに、職務遂行能力を向上させることを目的に「人事考課制度」を導入している。実施方法としては、大目標（経営目標・教育目標）、中目標（部署目標）に沿った職員自身の業務目標を所属長との面談に基づき設定し、「目標管理シート」を提出する。そして、年度末に業務目標に対する具体的な活動結果と自己評価及び業務目標以外で特に成果をあげた個人業績を「目標管理シート」に追加記載し、所属長に提出する。所属長は、目標管理制度の自己評価をもとに「業務能力」、「勤務態度」、「成果」の区分による1次考課を行い、その結果を踏まえ、さらに上位の管理職が2次考課を行っている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、職員の果たすべき役割は大変重要であり、より高いレベルの問題発見・解決能力、企画立案・遂行能力、調整能力が求められる。よって、職員の専門性向上については、研修会・学会等への参加をさらに促進するよう支援体制を整え、学内研修会での発表や教職協働プロジェクトによる提案システム等を実施し、職員の育成と能力向上につなげるように努める。

また、研修受講後の実践や変化の状況を把握する仕組みづくりについて、検討を進める。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究活動を支援する体制として、大学事務局大学総務室が各教員の学内研究費及び学外研究費の申請及び執行に関する手続き等を支援している。

学内の研究組織として、社会文化研究所（以下「研究所」という。）を設置しており、研究所は毎年度策定する事業計画に基づき、共同研究費の助成や出版事業を行うなど、研究環境を整備している。

また、各教員に対する研究環境の整備については、全教員（特任教員含む）にパソコン、インターネット環境、空調、書架等を備えた個別の研究室を割り当てており、研究室には24時間自由に入出りが可能となっている。

さらに、外部資金（競争的資金）を研究者が獲得したことに伴って、直接経費の一定割合が間接経費として配分されるので、研究機関全体の機能向上のため、研究環境を整備・管理し、有効に活用している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の研究活動に対する社会の信頼を維持向上させるため、研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）に対し、研究倫理に関する以下の規程を設けて厳正に運用している。

1) 「学校法人九州国際大学行動規範：平成20(2008)年10月1日制定」

本学において研究活動を行うすべての者に対し、研究を遂行する上で求められる行動規範を定めている。

2) 「九州国際大学外部資金等取扱規程：平成20(2008)年10月1日制定、平成27(2015)年4月1日改正」

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等に基づき、公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定めている。

3) 「九州国際大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程：平成20(2008)年10月1日制定、平成27(2015)年4月1日改正」

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、本学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めている。

また、学内研究費についても上記ガイドライン及び諸規程に準拠した運用・管理に努めている。研究費に関連する規程等は、ホームページに「学術研究の推進」として公開し、コンプライアンスの徹底を図っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

大学教育職員の研究費は、自己の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行する上で必要な学内研究費として、個人研究費及び個人研究図書費を設けている。これらの研究費は、各学部における基礎配分額に加え、研究業績に基づく傾斜配分額を付加する方式により、競争的な研究費配分を行っている。

また、研究活動を推進・支援する制度として、海外における国際学会出席及び学術研究書の出版等の助成を行っており、教員の申請に基づき、「研究活動助成委員会」で選考原案を作成し、教育研究協議会の議を経て学長が選考者を決定し、支援している。

さらに、社会文化研究所と地域連携センターに研究費を予算化し、地域社会の発展に貢献する研究活動に対し、研究費を助成している。社会文化研究所の共同研究費については、各研究グループから提出された申請書に基づき、社会文化研究所運営委員会（委員長は所長）で選考し、助成している。地域連携センターの地域連携推進費については、各プロジェクトから提出された申請書に基づき、地域連携センター運営委員会（委員長はセンター長）で選考し、助成している。

外部資金については、多くの科学研究費補助金を獲得するため、「新任教員研修会」や「科学研究費補助金公募学内説明会」を開催するなど、研究助成申請を推奨している。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

研究環境と研究倫理は、随時、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、検証を行い、規程等を整備する。

また、大学中期計画の「研究力の強化と外部資金の獲得」に基づき、外部資金獲得の支援体制を強化することが課題であり、「新任教員研修会」や「科学研究費補助金公募学内説明会」において、外部資金獲得の推奨とコンプライアンス教育（外部資金の適正な執行・管理）を実施する。

【基準4の自己評価】

教学マネジメントについては、学長のリーダーシップ、副学長等による補佐体制が確立されている。本学の意思決定は、「教育研究協議会」で行われ、各教授会に“意見を聴く”ことが規程化され体制が構築されている。事務組織については、大学事務局長の下、教学部門、管理部門に業務を棲み分け、適切に設置されている。教員の配置については、大学設置基準に基づき適切に配置し、教育課程を適切に運営している。さらに、教員の採用、昇任等については、規程に基づき適切に運用されている。

教育内容、方法の改善などのFD及び大学運営に必要な資質・能力向上のSDについては、年間計画を作成し、実施している。

最後に研修支援については、大学総務室が研究費の執行、管理を学内規程、各種ガイドラインに沿って、実施している。研究倫理においてもガイドラインに基づき規程を制定し、研修会などを実施し、適切な研究活動を推進している。

以上のことから本学は、「基準4. 教員・職員」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人の目的は、「学校法人九州国際大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 4 条」に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、誠実有為な人材を育成することを目的とする。」と定めており、教育基本法及び学校教育法を遵守して、法の趣旨に従って適正に運営されている。

また、高等教育機関としての社会的責務を果たすために、寄附行為をはじめ「役員の選任及び理事会の運営に関する規程」、「評議員の選任及び評議員会の運営に関する規程」、「学校法人九州国際大学行動規範」（以下「行動規範」という。）、「学校法人九州国際大学内部監査規程」の各規程を定め、私立学校としての公共性と自主性を確立するための組織体制を構築し、社会の要請に応えるべく誠実に経営を行っている。

本法人は、「寄附行為第 18 条」の規定に基づき、「理事会」を最終的な意思決定機関として位置づけ、諮問機関として「評議員会」を設置している。理事会のもとに管理運営に必要な事務組織として法人事務局を置き、その目的を達成するための管理運営体制を構築している。法人事務局は、教育組織や大学事務局と連携して毎年度策定している「事業計画書」に基づき、本法人の将来へ向けた目的実現への努力と単年度ごとの業務を着実に遂行している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

教育機関としての社会的使命と目的を実現するため、「九州国際大学第三期中期計画」に基づき、安定的な経営と教育研究の更なる向上に努めている。この中期計画の重点項目として、①育てる教育システムの構築、②地域社会への貢献、③就職率の向上、を定め「『地域に根ざした、北九州地域のトップ私大』としての魅力回復を目指した好循環の創出」を中期目標としている。

また、中期計画の柱は、「1. 意欲ある学生の確保」、「2. 教育力の強化と授業の改善」、「3. 研究力の強化と外部資金の獲得」、「4. 学生主体の大学生活支援で学生満足度を高める」、「5. 大学の資源の活用と社会貢献」、「6. 就職・進路支援の強化」、「7. 大学運営・経営の効率化」であり、教育機関としての規律や安定性を含んだ総合的な計画となっている。この中期計画に基づいて、教育機関としての使命・目的を実現するべく組織的に継続的な努力を行い、持続性のある確かな競争力の確立を目指している。

さらに、全教職員が中期計画を共有して、目標の達成に向けて協力して取り組むこと及び保護者や地域社会の理解を深めてもらうためにホームページにも掲載している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、CO₂排出削減や節電対策として省エネルギー対策に取り組んでいる。具体的な取組みとしては、空調や照明の集中管理により、スケジュール運転を行い、特に空調機（冷房・暖房）の稼働については、文部科学省通達や学校環境衛生基準に従い、適切な温度管理（夏季 28℃・冬季 20℃を目途）を行っている。

また、毎年5月から10月の期間は、「クールビズ運動」の実施により、地球温暖化防止及び省エネルギー対策への対応に取り組んでいる。学内の照明器具は、エネルギー消費効率の高いLED設備に更新したほか、照明を使用しない時間帯にこまめに消灯する等、常に節電を心がけている。

人権への配慮については、「九州国際大学ハラスメント防止に関する規程」を定め、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることにより、本学における教育研究上、就学上及び就労上の快適な環境の確保並びに学生及び教職員の利益の保護を図ることに努めている。また、ハラスメント防止の啓発については、毎年「新任教員研修会」の研修プログラムの中で解説を行い、人権意識と指導力の向上に努めるよう促している。このほか、教職員全体を対象とした研修を年1回実施しており、平成30(2018)年10月24日に、「あらゆるところに人権尊重の意識を」という演題で、教職員55人が受講した。

安全への配慮については、「防火管理規程」に基づき火災等の災害対策として「消防計画」を策定し、北九州市消防局に提出している。防火・防災管理対策は、外部委託業者との連携のもと法人総務室施設整備グループが担当しており、キャンパスごとに防火・防災管理者を定め、防火・防災管理者講習会に参加して「防火管理者証」及び「防災管理者証」の交付を受けている。

防犯対策としては、24時間365日体制の機械警備による集中監視を行っており、夜間は外部業者に警備を委託し、定時に学内を巡回している。また、部外者の校舎内への無断侵入を禁止するため「キャンパス内におけるルール」を記載した看板を設置する等注意を喚起している。

また、教職員の健康の保持増進及び疾病予防対策は、健康管理研修会を開催して、健康管理の意識向上に努めているほか、季節性インフルエンザ予防接種を推奨し、費用の一部補助（1回分）を行っている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は、十分維持されており、適切に対応している。平成26(2014)年に策定した「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画」〔平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間〕に基づく事業の点検を行うと同時に未達項目や課題を再精査して、「九州国際大学第三期中期計画」を策定し、現在取り組んでいる。また、環境保全・人権については十分配慮しつつ、安全面については、地震・台風等自然災害に関する危機、火災・地震等施設に関する危機、ネットワーク障害、個人情報漏えい等に対する緊急事態発生時に、迅速かつ適切に対応するためには、教職員個人の認識を深めて日常から備えておく必要があるため、危機管理マニュアルを再整備して全学的な体制を構築していく。特に毎年実施している防火・防災訓練は、教職員と一部の学生で実施しているが、今後、訓

練の実効性を高めるため、学生主体の訓練に変更し、災害発生時に学内にいる学生が、落ち着いて避難行動ができるように改善する。

情報の開示については、これからの社会の変化やニーズに適切に対応していくために、内容と見せ方を工夫しながら一層拡充していく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本法人の最終的な意思決定機関である理事会は、「寄附行為第 18 条」の規定に基づき、理事長が招集し、原則として毎月 1 回開催しており、常時、監事が出席して法人の業務と財産状況を監査している。理事会では、予算、決算、資産の管理・運営、寄附行為や重要な規程の改廃、学部学科の構成、入学定員や授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。

理事会は、「寄附行為第 8 条第 1 項」第 1 号理事「九州国際大学長」、第 2 号理事「九州国際大学付属高等学校長」、第 3 号理事「評議員のうちから、理事会の選任した者 2 人」、第 4 号理事「九州国際大学同窓会会員で同窓会の推薦した者から、理事会の選任した者 1 人」、第 5 号理事「九州国際大学付属高校同窓会会員で同窓会の推薦した者から、理事会の選任した者 1 人」、第 6 号理事「この法人と特別の関係ある者の中から、理事会の選任した者 3 人」、第 7 号理事「学識経験のある者の中から、理事会の選任した者 1 人」で構成している。また、理事定数 10 人のうち、6 人が外部の理事となるので、法人の運営に多様な意見を取り入れることができる構成となっているため、本法人の意思決定機関として適正かつ機動的な体制となっている。

理事の選任については、「役員を選任及び理事会の運営に関する規程」第 2 条（理事の推薦）の規定に基づき、理事長、常勤理事のうち理事長が指名した者 1 人（常務理事）、第 1 号理事、第 2 号理事、第 4 号理事、第 5 号理事が協議のうえ、理事会に推薦し、理事会で選任している。

平成 30(2018)年度の理事会は、10 回開催され、理事の出席状況（実出席率）は 90% であり、適切に運営されている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、学内の理事に偏らず、豊富な経験と本法人の運営に高い識見を持つ者で構成され、理事会は問題なく機能している。また、平成 30(2018)年度の理事会は、年間 10 回開催されており、経営事項や教学事項に関する緊急性の高い議案についても対応しているため、意思決定機関として十分に機能を果たしている。

今後、学校法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼と更なる支援に繋げていくため、ガバナンス機能の強化を図り、学校法人九州国際大学ガバナンス・コードを策定する。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

管理部門と教学部門との連携は、「法人運営会議」がその役割を果たしており、原則として、理事会の1週間前に開催している。法人運営会議の構成員は、理事長、常務理事、法人事務局長、学長、副学長、各学部長、大学事務局長、附属高等学校長、附属高等学校副校長、附属中学校長及び附属中学副校長の13人であり、そのうち教学部門から9人の委員が参画している。

法人運営会議では、理事会及び評議員会に諮る議案で、主に法人及び各部門の管理運営における課題や将来構想に関する協議、資金運用状況、学生生徒募集状況、就職・進路状況等本法人の業務運営に関する重要事項について事前協議を行っており、各部門の責任者との連携と意思疎通は図られている。また、法人運営会議で審議する教学部門の議案については、教学側の意思決定機関である教育研究協議会の審議を経て提案されているので、教学側の意向は十分取り入れられている。なお、理事会の意思決定事項については、理事である学長から教育研究協議会や執行部会議において報告がなされ、教学部門の運営に直ちに反映されているため、管理部門と教学部門との連携は円滑に図られている。

職員間では、法人運営会議の開催前に理事長、常務理事、法人事務局長、法人財務室長、法人経営企画室長、法人総務室長及び大学事務局長によるメンバーで、各部門からの提案事項や報告事項等について、事前に協議する機会を設けているので、意思決定の過程において各管理運営の機関と各部門とのコミュニケーションは常に図られている。また、管理部門の責任者である法人事務局長、大学事務局長及び附属高等学校事務部長は、理事会及び評議員会に出席しているため、意思決定事項や報告事項等については、各責任者から部門別の会議等を通じて報告されており、情報も共有されている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人のガバナンス機能は、監事の監査業務である。監事の定数は2人で、監事の選任については、法人の理事、職員または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任し、任期は3年である（寄附行為第6条第1項第2号、第9条、第10条第1項）。監事の職務は、「寄附行為第17条」に規定されており、理事会及び評議員会に常時2人ないし1人が出席して本法人の業務及び財産状況を監査している。

評議員会の意見具申等については、寄附行為第23条に「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況または役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。」と規定している。評議員の定数は25人である（寄附行為第24条）。

評議員の任期は3年であり（寄附行為第25条第1項）、評議員会の議長は、出席評議員のうちから評議員会で選任され（寄附行為第20条第7項）、平成30(2018)年度中に開催された評議員会の出席状況（実出席率）は80.5%であり、適切に運営されている。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

今後、大学改革を進めていく上では、管理部門と教学部門との連携及び意思疎通は不可欠であり、コミュニケーションを円滑に保ち、迅速に意思決定を行える組織の確立とガバナンス機能の強化に向けて今後も努力する。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、「学校法人九州国際大学第二期中期経営計画」を策定し、事業計画の実現と財政基盤の安定化に向けて取り組んでいる。「第二期中期経営計画」の最終年度である平成30(2018)年度は、事業の達成状況を確認するとともに次期中期経営計画（平成31(2019)年度～令和5(2023)年度）を策定している。中期経営計画は、法人経営企画室が所管となり、各設置学校の事務局を通じて計画案を収集して学校法人全体の中長期計画案として取纏め、法人運営会議で総合的な検討を行い、評議員会、理事会の議を経て決定されている。

これら中期経営計画に基づく毎年度の事業計画・予算編成については、法人運営会議及び理事会で承認された予算編成方針に基づき、設置学校の執行部や事務局の管理職等を対象とした予算編成説明会を開催し編成作業を行っている。予算編成方針は、産業構造や経済社会等の環境変化、文部科学省等の政策等を踏まえ、事業活動収支計算書における基本金組入前当年度収支差額の均衡及び運用資産の内部留保の増加を目標としている。

予算編成の工程については、10月に予算編成説明会を開催、12月に事業計画の素案及び予算算定基礎資料の提出、2月に各部署ヒアリングを経て全学的な調整を行い、3月に予算案を策定し、法人運営会議を経て評議員会・理事会の審議・承認後、4月より執行されている。予算執行の際は、4月上旬に予算執行説明会を開催し、予算編成説明会と同様に設置学校の執行部や事務局の管理職に対して予算の概要や執行の留意点等を説明し、適切な財務運営に資するよう喚起している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した経営基盤を維持するには、学生確保に努め、収入と支出の均衡を図らなければ

ばならない。平成 29(2017)年度に経済学部と国際関係学部を改組して新学部（現代ビジネス学部）を設置して以降、3 ヶ年連続で入学定員（500 名）を充足し、徐々に学生数が増加したことで学生生徒等納付金収入の増加に繋がっている。

また、収入の多角化に向けた取組みとして、平成 30(2018)年度第 3 回理事会（平成 30 年 7 月 26 日開催）において、本法人が設置する学校の教育環境の整備、教育の質的向上等を図ることを目的として寄附金の募集を行うことを決議し、募金活動を実施している。さらに、遊休施設を活用した不動産貸付業・席貸業及び駐車場業等の売上が安定しており収入増に大きく貢献している。

一方、支出の面では、省エネルギー・コスト削減を意識して新電力の導入やキャンパス全体の LED 化などによって固定費の削減に努めると同時に、大学の使命・目的及び教育目標の達成に向けて事業計画の内容を実効性あるものにすべく、財源を教育研究経費へ適切に配分している。

その結果、平成 30(2018)年度の決算（事業活動収支計算書）は、経常収支差額が 1 億 6,618 万円の収入超過、基本金組入前当年度収支差額が 2 億 723 万円の収入超過となり財務状況は大きく改善している。さらに、平成 31(2019)年度の当初予算は、310 万円の収入超過となり、長きにわたり苦慮していた予算書ベースでの収支均衡が実現できており、財務基盤の安定化に向けて収支バランスが改善傾向にある。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

財務基盤の安定は、学校法人を維持・発展していくための重要事項である。さらなる大学の魅力向上に向けて、教育研究・地域連携等への適切かつ効果的な資金配分を行い、その上で収支均衡を前提とした財務運営に取り組んでいく。特に、平成 30 年 7 月 30 日付 30 文科高第 318 号「学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）」において、経営指導強化指標が示されたこともあり、「経常収支差額」及び「基本金組入前当年度収支差額」の均衡に向けた予算編成が実現できるよう予算編成説明会等を通じて各部門に啓蒙していく。

また、前述のとおり、平成 30(2018)年度は、「第二期中期経営計画」の最終年度でもあり、事業の進捗を踏まえ現状の課題を取纏め、「第三期中期経営計画」の項目を整理している。この中で、経営管理という観点で重視している項目は施設設備に関するファシリティマネジメントである。施設設備の耐用年数との兼ね合いから、大規模なメンテナンス工事を効率的かつ効果的に実施できるよう中長期的な構想を取纏め、年次計画を策定し履行していく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

日常の会計処理は、学校法人会計基準に従い、本法人の「会計規程」、「資産管理規程」に基づき適切に処理されている。予算の執行については、会計システムを導入しており、各予算管理部署によって作成された入金・出金伝票をもって予算執行の可否が決定される。なお、期中に予期せず発生した事象に対応する予算措置については、当初予算において一定額の予備費を確保しており、「会計規程第 60 条」に基づき、理事長の承認を経て予備費を執行している。

また、予備費の範囲を超える予算の追加その他の変更を必要とする場合は、「会計規程第 59 条」に基づき補正予算を編成して対応している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、学校法人会計基準に準拠した会計処理及び決算を行っており、平成 30(2018)年度は、あゆみ監査法人と監査契約を締結し、同法人に所属する公認会計士 3 人及びその他監査業務補助者 2 人、計 5 人によって、延べ 39 日間の監査を受けている。監査法人による監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき行われ、帳票、証憑書類、稟議書等に基づく会計処理の妥当性や理事会、評議員会の開催状況及び規程に基づく諸手続きの適正性等に関して厳格な監査が実施されている。

監事監査については、法人に 2 人の監事（非常勤）を置き、「私立学校法第 35 条」、「私立学校法第 37 条第 3 項」、及び「学校法人九州国際大学寄附行為第 17 条」に基づき監査を実施している。

内部監査については、「会計規程第 70 条第 3 項」の規定に基づき内部監査を実施するために監査室を設け、監査人（2 人）を任命している。監査人は、年度当初に監査計画を策定し、あらかじめ理事長の承認を得て法人運営会議、理事会への報告を行い業務履行している。監査にあたっては、原則として「内部監査実施通知書」による監査通知を事前に行い、書面監査及び実地監査等による方法で執り行われている。監査実施後は、当該部署の責任者に対し監査結果についての講評を行い、「内部監査報告書」を作成し、理事長に提出後、法人運営会議、理事会への報告がなされている。また、理事長が、「内部監査報告書」を受けて重要と認めた事項については「改善指示書」を各部署及び監査室に送付し、期限を定め「内部監査改善状況報告書」によって報告を求めることとしており、業務改善に向けた組織的対応が図られている。

さらに、あゆみ監査法人、監事（非常勤）、監査人（常勤）は、常勤の監査人を通じて連携をとり、情報の共有が図られている。

上記を踏まえ、当該年度の監査結果は、決算監査の最終日に、公認会計士によって監査概要報告書として取纏められ、監事（2 人）、監査室長、法人事務局長（会計責任者）、法人総務室長、法人財務室長、その他担当課長を対象とした監査講評の場を設けて意見交換を行うとともに、経営状況及び業務内容に関する改善事項等の提言がなされている。後日、監査法人からは、「当該会計年度の経営状況及び 3 月 31 日現在の財政状況をすべての重要な点において適正に表示している」旨が記された「独立監査人の監査報告書」が提出されている。また、監事からは「監事監査報告書」が提出され、適正に処理され

ていると認められている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本法人では、学園全体の新しい教育・経営ビジョンの実現を目指して、実践的な活動を行うための指針として「学校法人九州国際大学第三期中期経営計画」を策定している。大学部門においては、「九州国際大学第三期中期計画」を策定し、持続性のある確かな競争力の確立に向けて教育活動等を実践する。

これらのビジョン・目標の達成には、持続発展可能な経営基盤の確立が不可欠であり、学園全体の計画と大学の計画の有機的な連携を図り、PDCA サイクルを前提とした毎年度の事業計画策定及び適切な予算配分・会計処理が求められる。そのため、監査における指摘事項や意見等を十分に理解し、これまで以上に経営指標や財務比率等を活用した財務分析を実施すると同時に改善方策を検討し、予算編成方針の策定及び予算編成作業の過程で効率的かつ効果的な資金配分を行う。

また、適切な予算執行・会計処理が実施できるよう専決規程、会計規程等を見直し充実を図っていく。

【基準 5 の自己評価】

本法人の経営・管理は、「寄附行為」に基づき高等教育機関としての社会的使命を果たすべく、建学の精神の具現化と法人の使命・目的達成に向け、継続的に努力している。また、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめ、関係法令等を遵守し、法人運営に係る各業務が適切に遂行できている、これらをチェックするガバナンス機能の役割を担う監事及び監査機能も適切に機能している。

理事会の機能については、理事会の開催回数及び理事の出席状況も適切であり、管理・運営上の意思決定も適切に遂行されている。

管理部門と教学部門との連携は、法人運営会議がその役割を果たしており、理事会や評議員会に諮る議案、法人及び各部門の管理運営における課題、資金運営状況、学生生徒募集状況、就職・進路状況等、本法人の業務運営に関する重要事項を審議し、各部門の責任者との連携と意思疎通が図られている。

財務運営・財務基盤の確立について具体的に言及すると、第二期中期経営計画の最終年度である平成 30(2018)年度は、計画の達成状況の確認を行うと同時に次期中期経営計画を策定しており、中長期経営計画に基づく毎年度の事業計画及び予算編成についても、理事会において承認された予算編成方針に基づき、長期間の作業工程を確保して編成作業が実施されている。予算の執行にあたっては、会計責任者（法人事務局長）が 4 月に予算執行説明会を開催し、厳格な予算執行、適切な会計処理の実施に向けて注意喚起しており、経営部門と教学部門との連携を図ることで、学校法人会計基準や経理に関する規則等に基づき適正に会計処理がなされ、内部統制が図られている。

また、予算編成方針の中では事業活動収支予算書における基本金組入前当年度収支差額の均衡を目指して予算編成に取り組むとして、支出の抑制に努めており、学生数予測に基づく収支のバランスを考慮した予算編成作業が行われている。

会計監査体制及び監査履行状況については、内部監査を実施する監査人（常勤）を中心として公認会計士及び監事（非常勤）との連携が図られ、適切に監査業務が実施されている。

以上のことから、本法人の「基準 5. 経営・管理と財務」については、その目的の実現について理事長・学長のリーダーシップにより、適正な組織の運営、監査体制、厳正な会計処理がなされていると評価できる。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ、相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以ツテ誠実、有益ナル人材ヲ養成スル」を建学の精神とし、その建学の精神に基づき、「九州国際大学学則第 1 条第 1 項」においては「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸長と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」と明確に本学教育の基本理念、使命・目的を定めている。

上記の使命・目的を達成するために、本学は、第一に、本学の使命・目的及び教育目的については、2つの大学院研究科と3つの学部の「3つのポリシー」、すなわち、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーにおいて具体化・明確化している。第二に、それらをさらに具体化すべく、本学は中期計画を作成し、現在は平成 23(2011)年度からの「第二期中期計画」並びに平成 28(2016)年度からの「第三期中期計画」に基づいて、継続的な大学改革と教育改革を実施している。第三に、それらを担保するために、本学は自己点検・評価を全学で定期的実施し、『九州国際大学自己点検・評価報告書』を次のように作成し、公表してきた。すなわち、平成 24(2012)年度には、〔平成 23(2011)–24(2012)年度〕自己点検・評価報告書〔九州国際大学の現状と課題〕を発行し、平成 25(2013)年度からは日本高等教育評価機構の様式を採用して自己点検・評価を実施し、それぞれ平成 25 年度自己点検・評価報告書、平成 26 年度自己点検評価書、平成 27 年度自己点検評価書をそれぞれ発行している。なお、平成 29 年度は書式が変更されている。

教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うために、自己点検・評価運営委員会を設置している。ここでは学長が委員長となり、副学長、学部長をはじめすべての大学役職者で構成され、委員会の事務局は大学総務室が担当し、全学的な点検・評価を統括する担当の副学長を配置している。また点検・評価作業の実施にあたっては、法人事務局を含む事務部局のすべての室長も出席する拡大自己評価検討委員会を開催してきた。

また、九州国際大学外部評価委員会が設置され、学外の有識者による助言を得る体制が整備され、大学事務局に「大学評価室」が設置されている。なお、九州国際大学外部評価委員会から受けた意見・提言の内容についてはホームページにて公表している。

本学では、「学校教育法第109条」に基づき、「学則第2条」において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」ことを定め、そのために、平成4(1992)年6月に「九州国際大学自己評価検討委員会規程」を制定し、平成24(2012)年4月に、「自己点検・評価に関する規程」と名称が変更され、これまでの「自己評価検討委員会」は「自己点検・評価運営委員会」となり、学長が委員長となり、副学長、各研究科長、各学部長、国際センター長、エクステンションセンター長、図書館長、社会文化研究所長、地域連携センター長、教育情報ネットワークセンター長、基礎教育センター長、4部長（入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長）及び法人事務局長、大学事務局長というすべての主要な役職者で構成され、委員会の事務局は大学評価室が担当している。また点検・評価作業の実施にあたっては、すべての事務部局の参画が不可欠であるので、法人事務局を含む事務部局のすべての室長も出席する拡大自己評価検討委員会を開催してきた。

平成24(2012)年2月29日の「平成23年度第1回自己評価検討委員会」では、次回の大学認証評価については、日本高等教育評価機構に申請することが承認された。それに伴って、平成24(2012)年10月17日の「平成24年度第3回自己点検・評価運営委員会」では、第一に、日本高等教育評価機構の第2サイクルの新基準に従って、大学の独自に定める基準については、基準A地域社会貢献、基準B国際交流とすること、第二に、体制強化のため「大学評価室」の設置が承認された。そして、平成24(2012)年11月には、大学事務局に「大学評価室」が設置され、組織体制が一段と強化された。平成26(2013)年5月には、平成25(2013)年度自己点検・評価報告書について、九州国際大学外部評価委員会の評価を受け、その意見・提言の内容についてはホームページにて公表している。これを皮切りとして、直近では平成31(2019)年1月に、平成30年度自己点検・評価報告書について、九州国際大学外部評価委員会の評価を受け、その意見・提言の内容についてはホームページにて公表している

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

アセスメントポリシーを作成し令和元(2019)年度からこれを実施する。IRの中心となる各種調査は学内の各部局が実施し、これらの調査活動を統括し相互に調整する機関として「アセスメント実務者会議」を設置する。また調査結果データは大学総務室が一元的に管理する。「アセスメント実務者会議」は大学各部局にデータに基づいた改善計画の作成と実施を求め、PDCAサイクルにそった内部質保証の仕組みを確立するよう努める。この仕組みを定着させることによって令和3(2021)年に予定される日本高等教育評価機構による認証評価に備える。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行ってきた。現在では、平成30(2018)年からの日本高等教育評価機構の第3期認証評価システムに基づく基準に沿って自己点検・評価を行っている。ここでは根拠資料に基づいた自己点検・評価を重視し、報告書の記述を心がけ、以降の自己点検・評価の際もエビデンスを重視している。報告書の基本的な作成は、各研究科長、各学部長、各部長及び各室長がそれぞれのデータとエビデンスを基礎に執筆し、認証評価担当の副学長と大学事務局に設置された「大学評価室」によってデータとエビデンスを確認しながら取り纏められ、最終的には「自己点検・評価運営委員会」に提出され、全体的・総合的に検討・確認した後に、印刷・発行、公表となる。

以上のように、本学では、自己点検・評価活動においては、点検・評価の対象、主体、手続きにおいて、データとエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析は次のように行われてきた。すなわち、自己点検・評価活動に限らず、現状分析のための必要な調査とデータ収集及びその分析は、教務、FD、入試・広報、学生支援、キャリア支援、財務等、様々な業務を担当する各委員会や事務局の各部署がそれぞれ必要に応じて実施している。具体的には、本学のアドミッション・ポリシーに相応しい入学生の受け入れ状況や志願状況、選抜方法、新入生へのアンケート等は入試・広報室と入試・広報委員会が中心となりデータを収集し、調査・分析している。FD委員会と学務事務室においては、半期毎に学生に対して「授業アンケート」を実施し、そのアンケート結果と分析結果を各担当教員に通知しているばかりか、各教授会においてはすべての教員のアンケート結果と分析結果についても公表している。学生支援においては、カウンセラーによる学生相談の利用状況や相談内容等は定期的に報告書が作成され、保健室の利用状況等については保健委員会において報告があり、その後、各教授会にも報告されている。毎年の卒業生の進路決定状況等についてもキャリア支援室と就職対策委員会においてデータの収集と調査・分析がなされ、各教授会に定期的に報告されている。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

計画しているアセスメントポリシーに沿った IR 活動を令和元年度から実施する。IR 活動を定着させることによって令和 3(2021)年に予定される日本高等教育評価機構による認証評価に備える。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、平成 18(2006)年度において『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し、平成 19(2007)年度において大学基準協会の認証評価を受審した。それ以後、本学は、「第一期中期計画」、「第二期中期計画」、「第三期中期計画」を策定し、定期的に自己点検・評価活動を実施するとともに、その自己点検・評価の結果の活用ための PDCA サイクルの仕組みを確立させ、本学の教育改革と大学改革を実行してきた。その結果、本学の自己点検・評価は、ルーティン化した活動となっており、システムとして定着している。

組織レベルでの取組みはこれまで作成し、公表してきた『九州国際大学自己点検・評価報告書』として取り纏めている。平成 26(2014)年 5 月に九州国際大学外部評価委員に『平成 25(2013)年度自己点検・評価報告書』を提出し、外部評価委員より報告書に対する意見や提言を受けた。その意見・提言については、ホームページに公開し学内外に周知している。また、平成 26(2014)年度の日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成 27(2015)年 3 月 10 日付で「大学評価基準に適合している」との認定を受け、評価結果報告書についても、ホームページにて公開し学内外に周知している。

教員の個人レベルの自己点検・評価は、人事考課制度の中で教育、研究、社会貢献、管理運営の項目について行い、報告書とともに、その結果を提出するように義務づけている。教育研究活動のデータベース化の推進については、個人調書という形で取り纏めているほか、各教員の研究者情報としてホームページにおいて公開している。また、研究活動の補助金等の受給状況等もホームページにおいて公開している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA サイクルを確立する上でアセスメントポリシーの作成し運用することが必要である。教育の質保証の有力な手段としてアセスメンターと呼ばれる学生による学びの記録システムを導入した。これを円滑に運営するよう努める。

[基準 6 の自己評価]

本学は、平成 18(2006)年度において『九州国際大学自己点検・評価報告書』を作成し、平成 19(2007)年度において大学基準協会の認証評価を受審し、それ以後、「第一期中期計画」、「第二期中期計画」を策定し、定期的に、教育及び研究、地域社会貢献及び国際交流、組織及び運営、施設及び設備の状況等の自己点検・評価活動を行い、教育改革及び大学改革に取り組んできた。

具体的には平成 18(2006)年度、平成 20(2008)年度、平成 21(2009)年度、平成 22(2010)年度、平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度、平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度に

においても自己点検・評価を実施した。それゆえ、本学は、平成 18(2006)年度以降、8 回、8 冊の『九州国際大学自己点検・評価報告書』として纏めた。その『九州国際大学自己点検・評価報告書』については、平成 18(2006)年度の報告書を除き、その他の 7 回、7 冊については PDF ファイルにて全文をホームページで公開している。さらに、『平成 25(2013)年度自己点検・評価報告書』については、九州国際大学外部評価委員会の意見・提言を受けている。

平成 26(2014)年度には日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成 27(2015)年 3 月 10 日付で「大学評価基準に適合している」との認定を受け、評価結果をホームページにおいて内外に公表している。

日常の業務として定期的なデータや教員研究業績等については各部署のみならず「大学評価室」においても把握を行うとともに、学生アンケート調査や活動実績調査を行うことによって現状把握に努め、それを自己点検・評価に活かして大学改革・教育改革につなげている。

このように、本学における自己点検・評価活動の適切性と有効性は、教育研究組織が相互に有機的に連携されており、また、教育・研究の改善と向上に結びつく仕組みも構築されており、自らの自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みが確立していることで確認できる。

以上のことから本学は、「基準 6. 内部質保証」の趣旨を満たしていると評価できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A 地域社会貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会貢献

A-1-② 地域社会貢献活動の具体性

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会貢献

【留意点】

建学の精神、大学の使命・目的に基づいて地域交流を大学の特色と提示できるか。

【現状】

地域社会貢献については、「学則第 1 条」の目的として、「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を育成すること」と定めている。

そして、「学則第 1 条 2 項第 2 号」において、法学部法律学科は、「地域の行政・企業分野において実務を遂行できる人材、及び企業活動に積極的に関与できる法律のプロフェッショナルを育成する」と定め、「学則第 1 条 2 項第 3 号」において、現代ビジネス学部はグローバル化の進む世界や地域のビジネス組織、すなわち、企業、自治体、民間団体などで活躍できる豊かな教養と知識を有する人材を育成する」と規定、また、「学則第 1 条 2 項第 4 号」において、地域経済学科の目的として「産業や地域社会に貢献する中堅的な人材を養成する」と定めている。

また、「学則第 53 条」で付設機関として「地域連携センターを置く」と定められ、それを受けて「九州国際大学地域連携センター規程」が平成 25(2013)年に制定され、地域連携センターが設置された。「地域連携センター規程第 2 条」では、目的を、「センターは、九州国際大学が有する人的資源、知的資産、施設を活用し、地域貢献をすることにより、地域社会の発展に寄与すること」と定めている。さらに、「地域連携センター運営委員会規程」、「地域連携センターにおける地域連携推進費に関する規程」が定められ、当該推進費により 5 件の地域連携推進事業が実施されている。

その他、大学としての地域社会への貢献は、地域連携センターにおける活動だけでなく、学生ボランティアによる、英語、中国語、韓国語で観光案内、企業との連携協定による地域活性化への取り組み、広く市民向けの講演会の実施、さらに、図書館における一般市民への書籍貸し出しや館内利用の無償許可、KIU ホール（大講堂）、KIU ドーム（体育館）、KIU フィールド（運動場）、各教室、駐車場などは大学行事や授業と重ならない範囲において希望団体に対して貸し出しを行っている。

さらに、学生を中心としたそれぞれの演習クラス（ゼミ）においても地域商店街活性化活動、地域の安心安全マップ作成、地元の企業・行政とのコラボレーションによる地域づ

くり活動に取り組むなど地域社会への積極的な貢献を行っている。

A-1-② 地域社会貢献活動の具体性

【留意点】

地域社会貢献活動を具体的に例示できるか。

【現状】

地域連携センターでは、学生・教員と地域の各種団体との連携による社会活動として地域連携推進事業を行っている。平成 30(2018)年度の実施事業は次の 5 件である。

その多くは、ゼミ又はサークルを母体とした活動である。

- 1) 「学生の地域づくり参加促進及び商店街・学生の連携の在り方を検討するための基礎調査事業」中央町連絡協議会・結 (Yui)
- 2) 「教育のまち黒崎推進事業」特定非営利活動法人北九州未来教育塾、一般社団法人キャリアサブリ研究会
- 3) 「JFA なでしこひろば in 九州国際大学」北九州サッカー協会&JICA 九州国際センター、NPO 法人北九州フットボールクラブ
- 4) 「新たなるサービスのとらえ方に関する共同研究」北九州市立高等理容美容学校
- 5) 「“九国大のある街” 八幡地区の地域活性化に関わる取り組み第 4 期」八幡駅前開発株式会社&ホビースペースアイン

また、地域連携事業として、ひとみらいプレイス・西部障害者福祉会館と連携して講演「終活セミナー2018 障害者のための ～そこが知りたい！おひとり様事情～（講師：神田紀久男、平成 30(2018)年 11 月 12 日）を開催。

さらに、地域の人づくり事業として、北九州市との共催による北九州市民カレッジ講座を開催し、前期と後期に各 10 講座（テーマ）で 5 回～7 回程度の講義を行い、会場を提供しつつ担当講師を主に本学関係者を中心に配置して実施している。内容は、「初心者のための漢詩入門講座」、「韓流ドラマ」で学ぶ『韓国語の世界』、「中国語にチャレンジ 2」など多岐に及んでいる。

同じく、地域の人づくりとして、九州国際大学市民講座・市民相談を開催し、春学期と秋学期にそれぞれ 10 回シリーズで本学出身の弁護士、不動産鑑定士、司法書士、社労士などによるリレー講義と市民相談を開催している。内容は、不動産、相続・贈与、労働紛争、年金、税金など、市民生活に密着する時宜を得た多様な問題がテーマとなっている。その他、生涯学習のための北九州穴生学舎との共催による本学教員を講師とするシニアカレッジ講座を実施している。なお、北九州・下関の大学で組織する「大学コンソーシアム関門」の連続講義や、「北九州地域史研究会」などの研究会への会場提供を行うなど地域貢献活動を積極的に推進している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、建学の精神を継承した現在のスローガン「一人ひとりを成長させる大学」を掲げると共に、地域社会から評価される「開かれた学園づくり」を目指してきた。その結果学生の地域における個別的な取り組みにおいては、かなり高い評価を得ている活動も多い。

もっとも学生主体であることの難点ともいえるが、積極的な活動の担い手が卒業したりすると活力が失われたりするので、今後はいかに各活動の組織化を図るかなど、持続的発展性を維持させるための工夫が求められる。

学生の団体活動についてはこれまでの活動によって得られたノウハウ等を生きた知恵として集約し、先輩から後輩へ円滑に承継される仕組みづくりを促していくことで、各団体活動の承継的持続的展開を図り更なる地域活性化への貢献度を高めていきたい。

地域連携推進費により「地域連携推進事業」として、地域の「商店街の活性化」、「女子サッカーの発展」などの活動を地域団体と連携しながら実施しており、それぞれかなりの成果をみている。もっとも地域連携推進事業としては、地域に関する調査・研究及び地域の各団体等が有する地域の“知”の集約に向けた取り組みが手薄になっている。また、本学の地域連携推進事業への参加単位が特定の「ゼミ」、「サークル」などに限定され、大学の物的・人的支援のより広範な活用が課題である。地域連携推進事業にかかる課題については、地域の問題解決を行う前提としての地域に関する調査・研究、及び地域の“知”を集約しストックするための知の集約に向けた具体的取り組みとして、各学部の教員への働きかけや、社会文化研究所との連携強化を図ることとする。

また、地域連携推進事業の参加単位の限定化に対しては、申請事業の採択段階でゼミやサークルの垣根を超えた事業申請に対する優先的採択を実施することで改善を図ることとする。

【基準 A の自己評価】

本学は「学則第 1 条」の目的として地域社会貢献を掲げており、各学部においても講義や演習において地域を意識した教育及び活動を行い、地域に貢献できる人材の育成を目指している。大学組織としても、地域連携センターを黒崎コムシティ 2 階にサテライトキャンパスとして開設し、地元の北九州市や商店街などと協力して連携事業を行っている。また、地域連携センターはサテライトキャンパス会場として九州国際大学市民講座・市民相談を開催している。毎年多くの一般市民が受講しており、生涯教育にも役立っている。

以上のことから、本学が独自に設定した「基準 A 地域社会貢献」の趣旨を満たしていると評価できる。

基準 B

基準 B. 国際交流

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

B-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく国際交流

B-1-② 国際交流活動の具体性

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

B-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく国際交流

本学は建学の精神に基づいて、その目的の1つに「北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成すること」を挙げ、その教育理念では「地域社会及び国際社会で信頼される品性高き人材の育成」することを目標としている。平成元(1989)年の八幡大学から九州国際大学への改称によって、これらの意思を本学の特色として言表し、国際交流活動を活発に行ってきた。本学が位置する北九州の地域性から中国・韓国・インドネシア・フィリピンなどのアジア地域の大学との交流協定校を拡大させてきたことはもとより、欧米圏との交流も拡大することによって世界的な視点からの学修機会の提供を図っている。平成 16(2004)年には国際センターと国際センター委員会を設置し、積極的な国際交流活動の展開と留学生支援の充実のための取り組みを継続している。

B-1-② 国際交流活動の具体性

1. 海外協定校

九州国際大学では建学の精神と教育理念に基づく国際人材教育の展開のために、海外での学修環境・機会の提供を積極的に展開している。北九州の地域性を反映したアジア地域諸大学との交流協定締結の展開過程は、本学の国際交流活動を特色づけるものである。平成 29(2017)年に開設された現代ビジネス学部国際社会学科の学生は2年次に実習科目群の履修が必須となっており、欧米圏の協定校の拡大も図る取り組みを続けている。

2. 交換留学・単位認定留学

中国、韓国、台湾、インドネシアの4ヵ国10大学とは交換留学協定を締結し、毎年、各大学に本学から1~2人の学生を派遣、派遣先から同数の留学生を受け入れる制度を整えている。平成 30(2018)年度は韓国5人、台湾へ1人を派遣した。

また、協定先大学から、5人の留学生を受け入れている。留学先では半年から1年間、言語及び興味のあるテーマに沿った科目を受講し、本学学則・規程に基づいた単位換算認定を行っている。単位認定留学は学生個人の計画を基本とした長期海外留学制度である。本学教職員が支援する形で実施し、留学先で受講した科目について単位換算認定を行う。本年度は、4ヵ国で5名がこの制度の下、留学した。

3. 短期海外実習

短期海外実習として「海外語学実習」「海外社会実習」を、アメリカ・イギリス・カナダ・フィリピン・韓国を実習先国として開講した。短期海外実習のコーディネイトは本学教員が行い、特に語学に関わるカリキュラムは本学学生の特性を実習先と慎重に検討して編成している。本年度はこれらの実習に計 68 人が参加した。

4. 国際協力プロジェクト

平成 23(2011)年から始まった「Book to Read プロジェクト」は、本学現代ビジネス学部国際社会学科の学生が国際 NGO と協力して運営するプロジェクトである。カンボジアの小学校の図書館に本を送る活動を通じて、国際協力と子どもたちの未来を考える、ユニークな取り組みである。

5. ハングルスピーチコンテスト

11 月に「第 7 回 KIU ハングルスピーチコンテスト」を開催した。高校生、大学生あわせて 11 人の参加があり、優秀者を表彰した。また本学の韓国留学経験者による発表も同時に行い、その成果を披露した。

6. 外国語ボランティア学生派遣

ゴールデンウィーク期間中に河内藤園（八幡東区河内地区）を訪れる海外からの観光客に対応する外国語ボランティアの派遣依頼を北九州市から受け、海外留学を経験した学生を中心に延べ 20 人の学生を派遣した。学生たちは英語、中国語、韓国語の 3 カ国語で対応し、関係各所から高い評価を得た。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

B-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく国際交流

建学の精神、教育理念、学則に基づいて実施されている国際交流活動の更なる展開を進める必要がある。英語圏の大学を中心に交換留学協定校を拡大していく。

B-1-② 国際交流活動の具体性

国際交流活動の基盤となる海外協定校を拡大するとともに、学生に対する留学・海外実習制度の効果的な情報提供・指導方法を検討する。

交換留学などの展開を前提とした海外協定校の拡大を目指す。短期海外実習参加者増加に伴い、令和元(2019)年度は同実習をアメリカ・カナダ・イギリス・フィリピン・韓国・台湾で実施する。また、単位認定留学を希望する学生に対する支援体制強化を図る。本学地域連携センターと協働して、北九州市や国際協力機構九州との連携による国際ボランティア事業を展開し、また、外国語スピーチコンテストを企画・運営することで、国際交流活動の効果を高めていく。

【基準 B の自己評価】

本学は、建学の精神と教育理念に基づく国際人材教育の展開しており、海外協定校との交流によって学生に世界的な視点からの学修機会の提供を図っている。また、学内においてその成果を生かす取組みを進め、国際・地域社会へ積極的に貢献することで九州国際大学のアイデンティティの一つである「国際」を形成している。

以上のことから、本学が独自に設定した「基準 B 国際交流」の趣旨を満たしていると評価できる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人九州国際大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	九州国際大学大学案内 2019 九州国際大学大学院案内 2019	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	九州国際大学学則 九州国際大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 31 年度九州国際大学入学試験要項（AO 入学試験、推薦入学試験、一般入学試験、大学入試センター試験利用入学試験、AO 入学試験エントリーシート）	
	平成 31 年度九州国際大学入学試験要項（外国人留学生入学試験、外国人留学生指定校推薦入学試験） 2019 年度九州国際大学院修士課程入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	九州国際大学学生便覧 2018	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度学校法人九州国際大学事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度学校法人九州国際大学事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通アクセス Campus Map	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人九州国際大学規程集一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人九州国際大学役員名簿 理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 30 年度計算書類 平成 30 年度監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2018 年度九州国際大学大学生活について	
	2018 年度履修ガイド（法学部・1 年次） 2018 年度履修ガイド（現代ビジネス学部・1 年次）	
	2018 年度シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	九州国際大学学生便覧 2018 「3 つのポリシー」 P1-P9	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	九州国際大学現代ビジネス学部設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	